

るいは公的資金の流れといふものでございますが、八〇年代ほん一貫して公的資金は増加しております。

民間資金につきましては、発展途上国のカントリーリスクの影響等によりまして最近減少傾向になっております。数字を挙げて申し上げますと、八七年には百五十億ドルぐらに民間資金がネットで流れおったのでございましたが、ブレイティ・プランその他の債務削減の影響によりまして九〇年には六十億ドル余りにまで大幅に減少いたしました。ただ、九一年にはこれが百十億ドルぐらいに回復をいたしておりますけれども、依然として八〇年代後半の水準には及ばない状況にあるというのが現況でございます。

御承知のように、発展途上国といふのは国内の貯蓄が不十分でございまして、こないう状況を放置いたしますと発展途上国の経済発展のポテンシャルが生かされない、こないう状況がござります。そういうことで、先ほど先生から位置づけがあり御指摘がありましたように、我が国の資金還流、資金供給によりまして発展途上国の資金需要にこたえていく必要がある、かよろに考えておるわけでございます。

○谷畠孝君 民間の資金の還流といふことになつてますと、現状を数字を挙げて教えていただいたわけでありますけれども、やはり景気が悪くなるに従つて還流も横ばいあるいは鈍つてきてゐる、そういうようにも思うわけです。しかし、先ほどの前段にもあれましたように、資金還流を日本が経済の貢献ということをしていくといふことにならないと、やはり国際世論の批判、そういうことになつてくるんじやないか、こう思つんであります。

そこで、民間の資金還流といふこともさることながら、公的資金の還流といいましょうか、これはやはりODAだろうと思うんです。ODAは、これはもう御存じのようどんどんと毎年大きなウエートで上昇をしておりまし、本年度の予算では一兆九千億円、こういうことに実はなつ

てきておる、こう思うんですね。

そこで、今後のODAの取り組みについてさら

にどう考えておのかということをお聞きする

ですが、私が思うには、民間資金の還流とODAへの投資とも少しリンクageをしていくとい

ことを通じて、民間資金の還流がもとと横ばいか

ら上昇していくことを真剣に考える必要があるん

じやないか、こないうように思つんです。なぜか

といいますと、これは通産大臣が日本の景気に対して、従来の公共投資型にプラスアルファ、そ

ういう発想じゃなくて、新社会資本整備といふようにいわゆるパソコンを学校に入れるとか、あるいは各駅にエレベーターをつけるなどかそういうこ

とを提案されました。非常に大きな反響を呼んで

おる、こう思つてます。

私は、ODAもそこの国の要請を受けてするとい

う発想、それからインフラを整備するという発

想、これだけじゃなくて、せっかく日本のNGOの皆さん、八〇年代から見ますとPKO論議も含めて相当最近ではNGOが世界各地に参加する

ようになりました。過日も、国連ボランティアの

中田さんが残念ながら死んでしまうということもあつたわけですけれども、私はぜひひとつNGO

がその地域に溶け込んで、教育のプロジェクトだ

とかあるいは医療のプロジェクトだとかそういうことをやつているわけでありますから、ぜひそこの関係をクロスさせながら、もう少し日本の

中小企業やらさまざまなところがクロスされて民

間資金の還流を促進させていく、そういう方策は

できぬものだらうか、そんなことを思つておる

わけでございます。今後のODAの取り組みとい

年に終わったわけでありますけれども、ほんま目標は達成し得た。現在では、量的には我が国のODAは世界第一位という規模に達しております。今

後さらにODAの拡充に向けまして、第五次のODA中期目標の策定に向けまして今鋭意検討をしておるというところでございます。

あと、先生の方から民間資金とうまくりリンクageを図つてというお話をございました。これも直接投資を初めとしました民間資金とODAを初めとしました公的資金を有機的につなげていくとい

うのは私どもまさに同感でございまして、そういったリンクageの重要性ということは昨年制定されました政府開発援助大綱におきましても明記をされております。今後こないうリンクageの重

要性という考え方立ちまして、発展途上国への総合的な経済協力を実施していくという意味で、

途上国におきまする投資環境の整備の観点も踏まえながら、円借款、技術協力あるいは民間の投

資、そないつたものを総合的に組み合わせながら途上国の経済基盤の整備に努めてまいりたい、こ

のようになります。

もう一つ、NGOの活用の重要性という御指摘がございました。ODAの実施に際しましては、相手国、例えば発展途上国の自律的な経済発展に向け効果的な支援を行うということが大変重要なことがありますとODAとをもつ少しクロスしていくよ

うなことが非常に発想としては大事じゃないか。これが大臣もおつしやつてた新社会資本整備版

いうこととODAとをもつ少しクロスしていくよ

うなことが非常に発想としては大事じゃないか。これが大臣もおつしやつてた新社会資本整備版

ODA、そないうことで今後とも進めていくことを思つておるものですから、今そないう発言をさせ

てもらつたところであります。

次に、大臣に先ほど冒頭にお話ししましたよう

に、官澤総理大臣とクリントンさんの会談の中で

いわゆる円高の容認、こないう発言から百九円台に突入したということあります。せっかく補正予算、また今度再度総合経済対策を打ちながら経

済の底離れから少しといふところに追い打ちをかけられておる。そのために、やはり何としてでも日本ひとり勝ちであるこなうの貿易の黒字、経常収支の黒字、こないうことについて還流を、こ

れは大臣の五年間かけて一千三百億ドル還流を上げました政府開発援助大綱に明記されているところでございます。

今後、先生の御指摘を十分踏まえながら発展途

上国の発展のためにNGOのより一層の活用といふことも十分心がけていただきたい、かように考えております。

○谷畠孝君 時間がないのでそんなに各論の議論はできないわけです。

私がいつも疑問に感じていることは、例えば私はバンガラデシュという国へ三回行きまして、最大の川にいわゆるODAで大きな橋ができるお

んですかそれとも、三回行つていつもその橋のど真ん中で記念写真が撮れるということですから、そ

れぐらいに頻繁に交通の利用がない、こないうよう

うに思うんですね。しかし、それは考えますと、できたら港湾の整備、それと同時にバンガラデシュの国に合わせれば船で行き交いする方が雇用もたくさんできるし、それぐらいの金があればも

う少し雇用できるような状況があるんじゃない

か。

そういうところをもう少しNGOとかさまざま

な形で、民間資金の還流だとか、あるいはそな

うなことが非常に発想としては大事じゃないか。これが大臣もおつしやつてた新社会資本整備版

いうこととODAとをもつ少しクロスしていくよ

うなことが非常に発想としては大事じゃないか。これが大臣もおつしやつてた新社会資本整備版

ODA、そないうことで今後とも進めていくことを思つておるものですから、今そないう発言をさせ

てもらつたところであります。

次に、大臣に先ほど冒頭にお話ししましたよう

に、官澤総理大臣とクリントンさんの会談の中で

いわゆる円高の容認、こないう発言から百九円台に突入したということあります。せっかく補正予算、また今度再度総合経済対策を打ちながら経

済の底離れから少しといふところに追い打ちをかけられておる。そのために、やはり何としてでも日本ひとり勝ちであるこなうの貿易の黒字、経常収支の黒字、こないうことについて還流を、こ

れは大臣の五年間かけて一千三百億ドル還流を上げました政府開発援助大綱に明記されているところでございます。

今後、先生の御指摘を十分踏まえながら発展途

の資金還流の必要性について再度大臣からの決意と認識についてお伺いをしておきます。

○國務大臣(森喜朗君) 今一つ御質問がございましたが、資金還流の方からお答えを申し上げたいと思います。

御指摘いただきましたとおり、大幅な経常黒字を持っておりまして世界経済におきます極要な地位を占めております我が国といたしましては、世界経済の持続的な発展を図るためにも発展途上国に対しまして円滑な資金の流れの確保を通じまして国際貢献を果たしていくことが極めて重要である。このように認識をいたしておりますし、また委員もそのようなお考え方を示されたわけでございます。このため、私は途上国への資金の流れを確保するための具体的な方策について検討するようにこよに初めに事務方に指示をいたしました。

從来進めてまいりましたアルシユ・サミットのときの資金還流計画、それからODAの五ヵ年計画がちょうど二年で終わりましたので、新しくまた次の五ヵ年計画を練り直すといまようか検討するという時期に当たりましたので、たまたま私はE.C.の方に旅先でございましたので、余り通産側だけで唐突なことを申し上げてもいかぬと思ひましたけれども、外務省、大蔵省、いろいろございますが、だれか一人少し前ぶれに言つておきませんと、なかなか日本の役所も動かないところでございます。そんな意味で、大体全体で六百五十億ドルの資金還流計画だったわけですから、もちろんODAを含んでおりましたが、その倍ぐらいいはどうかなと、こんなことをちょっと申し上げたのが少し派手に喧伝をされたということございますが、具体的にはまだそうした額も内容も決めていないわけでございます。その後、総理からも御指示がございまして、今関係省庁におきまして検討が進められているというところでござります。

○發展途上国に対する円滑な資金の流れを確保する上では、先ほど申し上げましたような全体の

権を考えますと、どうしても我が国の民間企業による資金の貸し付け及び出資、いわゆる民間資金の還流の促進を図ることは極めて重要なこと

ではない。そういう思惑的な田の動きということについては、私どもとしてはやつぱり懸念せざる得ないというふうに考えておるところでござい

ます。

○谷畠孝君 今大臣の心強い、いわゆる民間資金の還流ということが今回の法案の趣旨である、こういうようふうに決意を聞いたところでございます。

少しお聞きいたところをございます。

日米間で協力して世界経済に貢献していく立場から見れば、世界経済にとても決していいことはない。そういう思惑的な田の動きということについては、私どもとしてはやつぱり懸念せざる得ないというふうに考えておるところでござい

ます。

○谷畠孝君 今大臣の心強い、いわゆる民間資金の還流ということが今回の法案の趣旨である、こういうようふうに決意を聞いたところをございます。

結構でございますので少し教えていただきたい

ございます。そのいろいろな理由は、先ほど事務方から申し上げたとおりであります。そこで、本日御審議いただいております貿易保険法の一部を改正する法律案をお認めいただきながらば相

当程度民間資金の還流が促進される、こういうふうに考えることから、貿易保険につきましても新たな計画に含めるということが適當である、このように考えた次第でございます。

なお、もう一つの円高の問題でございますが、これはもう既にいろいろな報道で委員も御承知のとおりだと思います。両首脳によりまして円高の論議はされているわけではございませんで、従来と違った日米首脳会談で、共同のコミュニケという形はとらなかつたようですが、終わりました後の記者会見で、いわゆる日本との貿易のインバランスを解消するといいましょうか、その中の理由をクリントン大統領が幾つか挙げられた。その中の一つとして、円高という問題が大統領の発言の中から出てきたということが一層この円高を進ませているということであろうと思ひます。

率直に申し上げて、先ほど委員もおっしゃつたとおり、せつかく景気がいい方向に行きつつあるこれからなどいうときには、本当に我が国の経済の足りないところをちょっと申し上げることになる。同時にまた、貿易黒字といいましょうか、このバランスを解消するには何といつてもやはり内需を拡大して、そして輸入を促進できる経済体制にするということがやはり一番の不可欠な条件でございます。

そういう意味からいえば、今回の大統領の御発言については、我々からとやかく申し上げるわけではありませんけれども、やはり隣国として果たし得る重要な役割だ、私はこのように考えております。

二つ目は、支援のあり方についてもあると思うんです。これは三百億ドルといつても非常に不透明で、これがロシアの市場経済を含めて、あるいはロシア経済の活性化の中でどうなっていくのか

といふうに考えておるところでござい

ます。

○國務大臣(森喜朗君) 推移とか、そういうことについてお聞きいたところをございます。

結構でございますので少し教えていただきたい

ございます。

○谷畠孝君 今大臣の心強い、いわゆる民間資金の還流ということが今回の法案の趣旨である、こういうようふうに決意を聞いたところをございます。

少しお聞きいたところをございます。

日米間で協力して世界経済に貢献していく立場から見れば、世界経済にとても決していいことはない。そういう思惑的な田の動きということについては、私どもとしてはやつぱり懸念せざる得ないというふうに考えておるところでござい

ます。

○谷畠孝君 今大臣の心強い、いわゆる民間資金の還流ということが今回の法案の趣旨である、こういうようふうに決意を聞いたところをございます。

結構でございますので少し教えていただきたい

ございます。

○國務大臣(森喜朗君) 推移とか、そういうことについてお聞きいたところをございます。

結構でございますので少し教えていただきたい

ございます。

○谷畠孝君 今大臣の心強い、いわゆる民間資金の還流ということが今回の法案の趣旨である、こういうようふうに決意を聞いたところをございます。

結構でございますので少し教えていただきたい

が私はやはり基盤にならぬと思っております。したがって、貿易経済活動の円滑化のため貿易保険の活用をしていただいたり、あるいは中小企業を育成させたり、エネルギーやまた日本の国民にとって大変大きな関心あります原子力の安全でありますとか、生産性向上等の幅広い分野での支援を実施し、それも今日までいたしてまいりました。こういうことがいわゆるロシアの民生の安定につながり、國力の増加につながつて、通産省はこういう立場をとつてきたわけあります。

今回、我が国が新たに表明いたしました対ロシア支援追加策におきましても、エネルギー産業再建、中小企業育成支援等を中心とした位置づけをいたしておるところでございます。十八・二億ドルの中の、特に私ども通産の所管をいたしますところは十一億ドルの貿易保険の活用の新たな枠の設定あるいは三千万ドルのいわゆる中小企業の支援ということが今回の内容になつておるわけであります。従来通産省がとつてまいりました施策とこれは相通じておるといいましょうか、私どものとつております施策は誤りではなかつたといふことだと私ども考えております。今後、この支援策を通じましてロシアにおける経済改革が進展してほしいな、こう期待をしておるところであります。

一般、財務担当の副首相と外務大臣がお見えになりました、緊急G-7がございました。私もフォードロフ副首相と約四十分ばかりお目にかかるお話を申し上げたときも、副首相は日本の通産省というの大変関心を、ちょっとと自画自賛なりました。

で恐縮でございますがこれは率直に向こうからおつしやったことで、通産省に対して非常に興味を持つておられまして、半分冗談でございましたが、経済省と通商と言いましたか、何か貿易省と一緒にしようかな、そう思つておるんですけどまでも、核廃棄物に対する事故その他の問題が非つまり、戦後の日本の復興というのは、やはり通産省が中心になつて均衡ある国土の発展のため

に中小企業というものを支援してきた。この委員会でもよく先生方からお話を出るよう、まさに我が国の産業、企業の九割近くところが中小企業ですから、その中小企業を支えて指導してきたそのことが、その地域地域の町づくり、地方といふものをつくり上げていったということに非常に関心を持つておられました。

そういう意味で、これからそういうことを特に中心に私どもとしては中小企業の支援という形でぜひ積極的な支援をしてまいりたい、このように考えておられます。

○谷畠幸君 おっしゃるとおりだと思うんです。

私も数回ロシアを訪れたり、あるいはソ連が崩壊するちょうど一ヶ月前にもヤブリニスキーさん

を含めて会談させてもらつたこともあって、見て

いる限りはソ連自身もそれなりに引き上がつてしまつているというのか、町を見ても冷暖房の総シ

ステム化が町ぐるみで行われておるし、あるいは

大きな企業の城下町という要素もありますし、そ

れが民営化していくこうというのはなかなか困難を

伴う。同時にまた、部品を一つ、テレビを含めて

問題がございました。食糧は十分あるんだけれども輸送の途中で四〇%なくなる、いわゆる流通で

いうこと。それから、私が行つたときは食糧の

運送してほしいな、こう期待をしておるところであります。

先般、財務担当の副首相と外務大臣がお見えに

なりまして、緊急G-7がございました。私も

フォードロフ副首相と約四十分ばかりお目にか

かつてお話を申し上げたときも、副首相は日本の

通産省というの大変関心を、ちょっとと自画自賛

が言えるんじやないか。一つは食糧問題、貧困問

題の解決という人道的支援が大事だろう。二つ目

は市場経済化、民営化の推進という視点でどうい

うふうにしていくのか。それから、三つ目は非常

に今日大事な問題になつてゐる日本海に投棄され

た核廃棄物の海洋投棄、こういう問題があつて、

おつしやいました。

ういうところに對してどうしていくかということは非常に大事だと思うので、調査をしながら少し進めていただきたいと思います。

そこで、一つお聞きするんですが、私もロシアへ行つて感じることは、モスクワとかレニングラードというのはヨーロッパの町というのか、飛行機に乗つても十時間かかりますけれども、サハリンとかシベリア極東になつてきますと、もう飛行機で二時間程度で行ける。あるいは、新潟からは船に乘りますと一日半でまさしくウラジオストクへ行ける。非常にそういう意味では身近に感じる。だから、支援においてもECなりアメリカなりあるいは日本というさまざまなもので地理条件を考えた分担も必要だろう。

特に、先日の委員会でもエネルギーの問題でいわゆるCO₂を出さない、そういうふうな省エネということが出てきました。私どもの同僚からも、サハリンの天然ガスの新規油田の開発プロジェクト、しかもパイプラインで日本海を通じて入れるという、ロシア側にとつても将来大きなプロジェクトになり、ロシア側にとっても将来大きなプラスになり、日本にとってみてもプラスになる。

まさしくエネルギーですから通産の管轄になる

と思うので、その点についてはロシアのエネルギー産業の現状とそういうプロジェクトの問題を含めてどのように考えておられるかだけ、簡単で結構ですので少しお聞きをしておきたいと思いま

す。

一つは、これは一九七五年以来進めているSO₂DECO、いわゆるサハリン石油開発協力という株式会社がやっているプロジェクトでございま

す。これはロシア側の事情でしばらく中断していましたが、昨年十一月に交渉が再開されしております。そして現在、当事者間で話が進んでおりまして、私どもいたしましてもできるだけ早くこのプロジェクトが実現に向けて進展をさせております。そして現在、当事者間で話が進んでおりまして、私どもいたしましてもできるだけ早くこのプロジェクトが実現に向けて進展をさせております。そして現在、当事者間で話が進んでおりまして、私どもいたしましてもできるだけ早くこのプロジェクトが実現に向けて進展をさせております。

御指摘のサハリンでございますけれども、私どもこのサハリンの開発が我が国のエネルギー問題の解決のためにも極めて重要なプロジェクトであるという認識のもとに、現在二つのプロジェクトを進めております。

一つは、これは一九七五年以来進めているSO₂DECO、いわゆるサハリン石油開発協力という株式会社がやっているプロジェクトでございま

す。これはロシア側の事情でしばらく中断して

いたわけですが、昨年十一月に交渉が再開されております。そして現在、当事者間で話が進んでおりまして、私どもいたしましてもできる

だけ早くこのプロジェクトが実現に向けて進展をさせております。そして現在、当事者間で話が進んでおりまして、私どもいたしましてもできる

だけ早くこのプロジェクトが実現に向けて進展をさせております。

もう一つのプロジェクト、いわゆるMMMG

ループのプロジェクトもかなりロシア側との話し合いが進んでおりまして、現在ロシア側には

フィージビリティースタディーの結果を提出し

て、ロシア側の審査が行われておるところでございます。

これらのプロジェクトの具体的進展は強く期待

されるわけでござりますけれども、サハリンは相

当の埋蔵量が期待される地域でもありますし、こ

れから日本の方に先生御指摘の天然ガスの需要の

将来も考えますと、このプロジェクトが採算ペー

スに乗り、日本のエネルギー問題そしてロシアの

エネルギー問題の双方、両面で意義のある発展を

続けていくことを私ども強く期待しているところ

でございます。

特に、石油において大幅な生産落ち込みが生じ

ただ、採算性の面では、開発環境がサハリンは大変厳しいところでございまして、またロシア側の法整備も十分に進んでいないというところもあります。マーケットの確保、あるいはファイナンス面での裏づけ等について今後十分に検討を行うことが必要でございます。その上で効率的な開発が可能になるようなプロジェクトができるということが必要であると考えております。今後日々関係の推移を含めまして事態の推移を注視していくところでございます。

特別の口座に振り込む。それで、貸している日本側が常にその振り込みの状況を監視できるという措置を講ずるなどして、確実な返済保証措置が構築されていると判断されるものについて付保をしてまいったわけでございます。

要請が将来出てまいりましたら、その時点でロシアとの貿易とか国内産業に与える影響等々を含めまして、我が国国内法令に照らして検討をしていただきたいというポジションでございます。

義務づけておつたわけでございます。今回、これらはアンタトイドローンで非支配法人でござりますから、通常の代金貸し付けと同じようにデューイティーのときにデューイの額が返つてこなければそれで、もって損害と認定する、こういう非常にある意味

○谷畑孝君 先ほど森大臣の方からもお話をありましたがけれども、特にロシア支援の総額十八億二千万ドルのうち貿易保険の供与が十一億ドルとその大半を占めておる。ところが、これは貿易保険が大半を占めておるんだけれども、どうしてもリスクが大きいこともあって、また支払いもどうかといふ不安がある。そういうことで今回エスクロ勘定採用ということになつてゐる。

済の確実性が確保できるというふうに考えております。

なものかということを御質問します。

○政府委員(白川進君) 確かに、今先生御指摘の
ようすにロシア向けに貿易保険で信用供与を行うう
当たりまして、貿易保険の健全な運営を確保する
観点から、確実な返済という視点が欠かせないこ
りがたいと思います。

なお、これをさらに有効にするためには、諸外国の貿易保険機関あるいは世銀などとも連絡を密にして、いろいろ情報交換なども図りながらやつていくことによってさらにその効果が高まつていくというふうに考えておる次第でございます。
○谷畠義君 時間もございませんので、ロシア支那について次で最後にしておきたいと思つんであります。これも一言で結構です。

今御指摘がございましたように、今回の海外事業資金貸付保険の創設ということで、海外の我が国の経営支配権のない法人に対するアンタiedyローンについて、これは従来の九〇%を最高限度としておりましたてん補率を九五%まで引き上げることができる。さらに加えて申し上げれば、先ほども御指摘ありました石油とか天然ガスのような外貨獲得型産業とかあるいは肥料工場、製鉄所といったような輸入代替産業あるいは産業インフラ、そういったような特に必要なものについては

すし、また先般のアジアを訪問いたしました経団連ミッションの御報告を聞きますと、アジア諸国も非常にこれに熱いまなざしを送っている。こういうことでござりますので、今回の改正そのものがおっしゃるようすに諸外国に比べてん補率その他において決して最高級ではございませんけれども、私はそれなりの効果を上げていくんじゃないか、かように考えておる次第でございます。

○谷畠孝君 ぜひ改正によって効果が上がるということをひとつ期待しておきたい、こういうふう

事な時期だろうと思うんですけれども、その点についてエネルギー資源に対してもこれを適用するつもりがあるのかどうか、一言で結構ですからお答えいただきたいと思います。

九七・五%まで最高でん補率を引き上げることができる、こういうことで改正をいたしたわけでございます。これが第一点。

もう一つは、保険金算定法ということが、従来支配法人でありました場合には、当然のことながら支配しておりますから損害をこうむりました後

この貿易保険は特別会計ということですから收支が、時には危険を伴うから保険があるわけで赤字も出るし、またその赤が出たんではこれまで次へと発展できないというのがこちらにあると思うんですね。現在、収支は一体どうなっているのか、

料でござります。さらに、獲得した外貨をこれまでのところは国内でございましたが特別の口座を設けて、それで次の返済に見合う額を外貨でその

残存資産につきまして処分して、それについて損害を埋めることができ、軽減することができるので、こういうことで非常にきめ細かい損害認定を

○政府委員(白川進君) 簡単で結構です。
○政府委員(白川進君) 簡単に現状を御報告いた
します。

まず、平成二年度の決算、これは確定した数字でござりますけれども、単年度の赤字額が二千六百五十五億円、これは収入と支出との関係の差し引き収支差で二千六百五十五億円。それから、三年度末の資金運用部からの借入残高は六千三百七十八億円という非常に大きな額になつております。

ただ、平成四年度、これはまだ決算で確定いたしておりませんので、現段階での見込みでござりますが、収入面におきましては、ブラジルからの多額の回収ということで、平成三年度に比べて大幅な回収増を見込まれること、それから昨年四月に実施いたしました保険料の平均三〇%引き上げ、これに伴います保険料収入の増加、それから他方支出の面では、湾岸戦争に伴いました保険金支払いがピークを越えまして相当減つてしまつたという、収入と支出の両面の好転と申しますか改善によりまして、現在のところはほぼ確実に単年度の事業収支は黒字になりそうな見込みが立っている、こういう状況でござります。

○谷畠孝君 ブラジルからの回収ということでお常に収支は健全な状況にある、こういうようにお伺いをしたところです。

そこで、もう時間が五十二分までということで、最後に大臣に総括的な質問といいましょうか――先ほどお話ししましたように日本政府として政策的に対口支援をこうするんだ、十一億ドルの貿易保険つけるんだ、あるいは南北問題ということの中で発展途上国に対する支援をしていくんだ、外交と通商を含めて、貿易黒字の資金還流ということで政策はどんどん打つきましたね。国にとっての政策とというのは、一定程度外交関係を含めて政策上で打っていくと、ということがある。ところが、この貿易保険は非常にすぐれて実務的で、先ほど言いましたように特別会計があるわけですかね。ここは、時には矛盾する場合があると思うんです。対ロシア支援になつたら十一億ドル、しから、そこで収支をバランスしておかなければならぬ。ここは、時には矛盾する場合があると思うんです。

ンスが非常に大事だと思うんです。その点について、政策的課題と貿易保険特別会計の健全な収支のバランスというのは、時には政策の方が優先だと、多少赤字が出たってどんどん支援しなければならぬという場合もあるだろう。そこらを大臣にひとつ、忌憚のない大きな意味で御回答をいただけたらありがたいと思います。

○国務大臣（森喜朗君） 貿易保険は、当初輸出振興のための輸出保険として発足をしたわけでございまして、これは委員も御承知のとおりでございまます。昭和六十二年には仲介貿易保険とか前払輸入保険の追加などを行いまして、常に時代に合った制度として運用をしてきておるわけでございます。したがって、名称も輸出保険から貿易保険へと改正をいたしたのも御承知のとおりでございます。

また、近年発展途上国の累積債務問題に対応いたしまして多額のリスケや債務削減に応じますとともに、対ロシア支援の場合のように二国間の支援の大宗を貿易保険が占めるなど、その時代にふさわしい役割を果たしてまいつたというふうに承知をいたしております。

今回の改正も、多額な貿易黒字を抱える我が国いたしまして、近年減少しつつございます我が国から発展途上国への民間資金還流を推進するため、貿易保険の一層の活用によって世界経済の枢要な地位を占める我が国としてふさわしい国際的な責務を果たしていくこととするものでござります。したがって、貿易保険いたしましては、民間資金還流促進のためにはある程度カントリーリスクがある発展途上国向けの案件についても引き受けを行っていくことが必要であろうと考えております。

一方で、貿易保険は、先ほどから委員も御心配をしていただけましたようにその収支が相償する原則でございまして、安い引き受けは厳に慎んでいかなければならぬ、そういう必要がある以上、こう考えております。このため、実際の引き受け

当たりましては、確実な返済保証措置の内容等について十分に審査を行うことといたしております。今後とも貿易保険に対する期待がますます高まってまいります現状を踏まえまして、これに的確にこたえてまいりますために、財政当局ともよく相談をいたしまして、財政基盤の適切な強化を図りつつ貿易保険の円滑な運営に万全を期してまいりたい。いろいろと御注意いただきましたことを十二分に承知いたしてまいりたい、こう考えております。

○谷畠幸君 どうもありがとうございました。終わります。

○村田誠博君 私は最初に、大臣あるいは宮澤総理大臣も触れておられます、過去日本が発展途上国等に対して行ってきました国際的な資金の還流の政策、例えば八七年に三百億ドル以上を還流するとか、あるいはアルシユ・サミットで五年間で六百五十億ドル以上入れる、こういう約束を実行しまして、そして今のところ次の施策はない。しかし、いろんな予算委員会等の論議を通じまして、我が国としても考えなければならないということを述べられておるわけでございますので、その点に関して新たな国際的な資金還流策についてどのようにお考えをお持ちなのか、冒頭ます大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) 村田委員にお答え申し上げます。

大幅な経常黒字を持つております、世界経済におきまして枢要な地位を占めております我が国といたしましては、世界経済の持続的な発展を図るというそういう観點から、発展途上国に対しまず円滑な資金の流れの確保を通じまして国際貢献を果たしていくことが極めて重要であろう。今委員からもまた御指摘いただきましたし、この国会に当たりましての予算委員会等の審議でもこの点が各党の皆さんからも意見としてお話をいただいているところでございます。

このため、私は、途上国への資金の流れを確保

するために具体的な方策について検討するようございまして、関係省庁におきまして今検討を進めるところでございます。

具体的な内容につきましては、政府開発援助及び民間資金を含めたその他の資金の流れにつきまして、発展途上国の自律的な発展に資するという観点からどのような分野に重点を置くべきか。例えば、まだ細かなことはすべて申し上げる段階に至つておりますが、通産省として考える例示といたしまして、部品などのすそ野産業を育成するとか、あるいは環境分野なりに対するものなどを考えておるわけであります。また、我が国が我が国の国際社会に対する積極的な貢献としてどのようなものが適當かつ可能かなどにつきまして、今鋭意検討をいたしております。

また、この一環といたしまして、海外における事業に対する我が国の民間企業による資金の貸し付け及び出資等、いわゆる民間資金の還流の促進を図るとの観点から、日本貿易保険法の一部を改正する法律案を御審議いただいているわけでございまして、やはり公的な面、そしてまた民間の企業の出資と相まってこうした資金還流を促していくくということが非常に大事であろう、このように考へておるわけでございます。

○村田誠醉君 先ほど同僚の谷畑議員の質問の中で、大臣は貿易保険の性格の変化といいましょうか、変遷について触れられました。私、その点大変重要だうと思ってるのは、一つは日本の貿易の危険を補完するものという性格と、それからこの保険の制度を使って国際的な資金の還流をするとか、あるいは外交上のそういう援助をする、こういう二つの要素が実はこの保険の中に入つているわけでございます。

しかし、この二つの要素というのは、谷畑議員も言われましたように全く矛盾する場合が出てくるわけでござりますね。つまり、コマーシャルベースで全部処理をしようとしていきますと、こ

の国は危ないから、あるいは返済ができないから使えませんよ」ということが起ります。しかし、外交上はそうはいつたって、そういう国際的な約束あるいは国際的な論議の中では、この国にもやはり使わしてくださいよ。

しかし、赤が出てきましたら結果としてそのしりぬぐいはだれがやるかといえば、一般会計で税金を入れるか、あるいはこの保険に係る企業が負担をしてくださいと。そうすると、企業の方からすれば、自分のところの赤字なら負担金を上げられてもわかりますけれども、政府が約束をしてきて危険なやつをどんどん引き受け、そして穴埋めは企業を持ってこられてしりぬぐいしてくださいと言われても、これはまるつきり違う問題だと思うわけです。

したがって、この二つの問題というのは、一つの貿易保険の中に入れて運営しているということについて、私は若干違う原理で両方動かさないとまずいんじゃないかと思うわけです。だから、国際貢献なり国際的な支援をしなきゃいけないといふのであれば、それはODAの予算なり一般会計の方からそれに対応するものを持つてきて、そして使ってくださいと。企業の部分についての補完措置については、これは企業のグループで保険の原理に基づいて計算をしてそれに必要な保険料を払ってくださいと。こういう運営をしないと、今までおります多額の累積の債権というんですか、貿易保険が持っている債権の解消はできないんじやないかと思うんですが、その点については通産省はどのようなお考えでございましょうか。

○政府委員(渡辺修君) 今、先生から二つの目的、それはいずれも重要なだけれども、時としてトレードオフの関係に立つことがあるんじやないかという極めて明快な御指摘がございました。そういう意味では我が通産大臣は二つの帽子をかぶつておるわけでございまして、一つは貿易保険株式会社といいますか、貿易保険をきちんと経理上健全に運営していく、そういう会長としての役割と、逆にもう一つは、先ほど来申し上げました

が発展途上国の資金援助を行い、あるいは世界の債務累積問題に対応して積極的に国際貢献を図っていくための手段としてこれをできるだけ活用する、そういう帽子と二つかぶつておるわけでございまして、これはまさに先生のおっしゃるとおりだと思います。

したがって、この二つをいかにうまくバランスをとるかというのが我々の課題でございまして、特に八〇年代の後半から例の債務累積問題が出てまいりまして大幅なりスケを行わざるを得ない、あるいはその中で最貧困に対する債務削減を行わなきゃいかぬ、こういったような問題が出てまいりましたが、特に今の両方のバランスをとる必要性というものが、ある意味でかみそりの刃を渡るような細心の注意を払いながら運営をしてきております。これは我々だけじゃございませんで、諸外国の輸出保険当局も全く同じ悩みを抱えながら運営をしているわけでございます。

そういうた過程で、例えば債務削減問題にいたしますと、累積債務の削減をするということは、ある意味でこれは将来にわたって返済がされるであろう回収金の一部というのを免除するわけでございます。そういう意味で、これにつきましては、ODA等の場においても諸外国ともこれはODAとして位置づけておるわけでござります。こういうような場合につきましては、先ほど申し上げましたが、いわゆる保険事業としての収支のバランスという収支相償という考え方の外の話でございまして、これについてはODA予算から特別会計の方に繰り入れていくといったようなことを財政当局とよくすり合わせをいたしまして、そういう考え方のものとに着実に対処してきておるというところでございます。

先生の御指摘はまことに正鵠を得ていると思いまして、かつそれに対してはいろんな知恵を出し

○村田誠蔵君 大変難しい両方の要素があると思うのですが、ただ一つだけこれは意見を言っておきますけれども、アメリカの場合は、この援助で累積債務なんかを免除した場合は一般会計の方から自動的に補てんされる。しかし、我が国の場合には、累積債務を免除してもそれは貿易保険の赤字に形式上とまっているわけで、予算措置を大蔵省と折衝して新たにつけてもらわない限り、あるいはODAの予算の一部を回してもらうとかそういうことをしない限りはできないわけですよね。ですから、仕組みをもうちょっときちっと、つまり対外的に累積債務を免除するんであれば、あるいは削減に応じるんであれば、それは国が方針で決めたんですから、予算措置をきちっとつけて貿易保険の方に影響をもたらさないように、ぜひそういう枠組みをつくっていただきたいというふうだけを指摘しておきます。

それと同時に、今言われました累積債務問題について、パリ・クラブ等で債務繰り延べのいろいろ交渉が出てるわけでござりますが、これの対象となっている我が国の公的機関が持つている債務というものは、貿易保険だけじゃなくて円借款及び輸銀もその対象に入っているわけでござります。パリ・クラブ等で我が国が約束をしました繰り延べをしていいという対象の国、金額、こういうもののいろいろなところにばつばつ出ているんですねけれども、一覧みたいな形になつたものがなんないです。こういうものはつくられて私どもにいただけるものなんでしょうか。

○政府委員(渡辺修君) 御指摘の金額につきましては、パリ・クラブにおきまして債務削減を行つた対象国及びそれの削減対象となつた債権がトータルでどれだけあるか、こういう数字が貿易保険のみならず輸銀とかあるいは円借款とかいろいろあると思います。そういうものを含めての数字があるか、こういうことだと思います。

それで、まず貿易保険でございますが、これについては我々の手元にございまして、我々それを常に把握いたしております。数字を申し上げます

と、債務削減に応じましたのはポーランドとエジプトと、それからタンザニア等の最貧国という、大きく言つて三つのケースがございます。

ポーランドは削減対象となりました債権が千五百四十七億円が削減する対象債権でございまして、その半分を削減した、こういうことになつております。それからタンザニアその他の最貧国三百億円でございまして、当初トロント・サミットで三分の一をやり、さらにロンドン・サミットの後でさらに削減率を高めて二分の一にする、こういうことにしたわけでございます。

その他の機関の数字でございますが、我々所管外でございますが、債務救済をやります場合に交換公文を結ぶことになります。その交換公文に、国ごとに結びます過程で、機関ごとに債務削減対象債権の金額を明示することになつております。これはそういう意味では我々も入手可能でございますので、時間もございません、後ほど先生の方に一覧のよう形でお届けさせていただきたいと思います。

○村田誠蔵君 資料は後でいただけるということでお手数でござります。私も幾つか持っているんですけども、ばらばらなものですからわからないうもので、ひとつトロントをお願いしたい。

そこで、国際的にいろいろとリスクペイオールの交渉が合意に達するんですが、例えばトロント・スキーム方式とか新トロント・スキーム方式とかいろいろ用語といいましょうか、出でます。ただ、我々から見ますと、これが一体どういうふうな方法で債務のリスクペイオールをするのかという結構ですが、低中所得国対策のスキームとか何か、三つあるらしいですが、この辺について概略御説明いただけますか。

○政府委員(渡辺修君) お答え申し上げます。

公的債務削減につきましては、まず最初に行わ

されましたのが一九八八年のトロント・サミットで話題になりました。トロント・サミットで方向が合意されまして、一九八八年の十一月でございましたけれどもパリ・クラブにおきまして決定がいたしました。これは最貧国、一人当たりのGDPが六百十ドル以下の国がそれに該当するわけでございますがその最貧国に対し、國で言えば先ほど申し上げましたようにタンザニアとかマダガスカルとかモザンビークとか、そういうたうな国が入ります。そいつた国に對して債務の三分の一を削減するということを合意いたしまして、その債務削減の方式といたしましては、元本を削減するか、あるいは金利を返していかなければいけませんからその金利分を削減するか、それはいろんな方式がござりますけれども、それはそれぞれの国に任せると、こういうふうな形で債務に對して三分の一削減というのは決まつたわけでござります。

それがその後ロンドン・サミットでさらに話題になりましたて、九一年の十二月でございますが、パリ・クラブで最貧国に對して債務削減を從来の三分の一から二分の一に強化しようと、前回のトロント・サミットで出てきた方式をトロント方式というわけでございますが、今回のその二分の一にしたロンドン・サミットの場合を新トロント・スキーム、こういうふうに呼んでおるわけでございます。これが一つでござります。

それからもう一つは、今度は低中所得国ということでボーランドとエジプトについてそれぞれ債務削減いたしております。まずボーランドにつきましては、御承知のように共産圏から市場經濟へ移行するその先駆者として大変困難に直面している、こういう考え方から、ボーランドの持つておる債務を削減してやる、こういうことが国際合意に達したわけでござります。それからもう一つはエジプトでございまして、これは御承知のように清岸戦争がございました。大変大きな戦争になつたわけでございますが、そのときのアラブ社会のリーダーという役割を着実に果たしたという

ことで、そのエジプトが債務返済に非常に窮しておると、それについて国際合意ができ上がりました。これは一九九一年の四月と五月のパリ・クラブにおいてそれぞれ合意いたしまして、二分の一の債務を削減しよう、こういうことになつたわけでございます。削減の方式は先ほど申し上げましたように元本の削減あるいは金利分の削減、それは各国のオプションに任せましょ、こういうことでござります。

現在、その三つの国に対する債務削減が決定されておる、こういうことでございます。

○村田誠輔君 そこでちょっとお尋ねをしたいんですけれども、元本を削減する、あるいは金利を減免して期間を延ばす、いろんな方式があると思うんです。我が国の場合に、一つお聞きをしたいんですけど、それとも、仮に元本を二分の一カットしたとしても、それでリスクケジュールをしたとして、変な話ですけれども、今の為替レートが急激に日本の円が強くなつてきている、そういうことになると返済額がどんどんと為替レートの急激な変動によってふえてくる、自動的にふえちゃうということが起こってくると思うんですね。片一方で一生懸命削減してあげてもそういう現象が出てくると思うんです。多分そういうふうになつてあるんだろうと思うんです。

その為替レートの変更と債務国が払う金額、極端に言いますと為替レートの変動のリスクはこの貿易保険がしょつてているのか、それともケースによって違うのかもしれませんけれども、相手国がしそう形になつてているのか。それによつては削減してあげても、変な話ですけれども、効果が出来なかつた、返す金額はトータルで同じだったというようなことも起るかもしれませんので、その辺の仕組みは基本的にどんなふうになつてあるのかお聞きをしたいと思います。

○政府委員(白川進君) 最初の貿易保険について申し上げますと、貿易保険を付保した我が国の企業と相手方との契約がどういう通貨建てで結ばれ

ているか、契約ができるかということに非常に深くかかわってくるわけでございます。
円建てで原契約が行われていたという場合につきましては、保険事故が生じて削減を一部やりますけれども残った部分の返済ないしは回収につきましては円貨でしていただくということに相なりますので、このような円建ての契約に基づく債務削減なりあるいはリスケジュール、債務繰り延べ等につきましては、その為替レートは相手国側が負うということにならうかと思ひます。
逆に、これが外国通貨建て、例えばドル建ての契約であるという場合は、相手国がドルと現地通貨との間の為替レートが変動する場合はそのリスクの仕組を負いますけれども、円との関係ではそのリスクを負わない。
したがつて、せんじ詰めて申し上げますと、契約が円建てで行われているか外国通貨建てで行われているかということによつてリスクの負担の仕方が異なるつてくる、こういうことであらうかと思ひます。

○政府委員(白川進君) 先生御指摘のとおり、被保険者つまり我が国の企業とそれから私ども貿易との間は、円建ての保険契約ということになります。したがいまして、保険事故が発生いたしまして保険事故として私どもが本邦企業に払うときには、円貨で支払います。

ただし、やや錯綜いたしますけれども、その場合のレートは、契約をしたときのレートかあるいは支払いを行うときのレートか、いずれか高い方のレートを採用するということがあらかじめ保険契約上明記されていることになります。これはある意味では、その間の保険契約を結んでから保険金を支払うまでの為替変動リスクは、民間企業、被保険者が負うという仕組みになつていい。

先生お尋ねの相手国との関係ですが、これは繰り返しになつて恐縮でございますけれども、原契約が例えばドル契約になつております場合は、一たん円貨で被保険者に保険金を支払つた後、その債権は私どもの保険に移るわけでございますけれども、それはドル債権として移りますので、保険金を支払つた後、円レートが動いた場合に、例えば円高になつた場合の差損は貿易保険が負うということに相なります。

ただし、原契約が円建ての場合は、やはり私どもが保険金を日本企業に払いまして相手国に返済を求める、回収を求める場合はやはり原契約の通貨、つまり円建て契約の場合は円建てで返していただくよう交渉するわけでございまして、この場合は相手国が円レートの変動リスクを負担する、こういうことに相なります。

○村田誠蔵君 大臣、これは私の意見ですけれども、これだけ急激に円の購買力が変化してきますと、為替リスクをどうするかということが大変重要な問題になつてくると思うんですね。

長期間にわたつてじわつと上がってきたのなら、余り問題はないんですけども、急激に変化してしまいますので、これに対してもやはり一般会計からきちんととした補てんをしておきませんと、お金

は返つてきただれども実は想定していた額よりも少なかつたとかと云うことが起つてきますので、ぜひそういう予算措置を、これも一つの枠組みとして自動的に何かできるよつた方法をひとつ工夫をしていただきたい。そうしないと、やはり減価した分どうなるかといえば、結局最終的には企業の保険料にはね返つてくるという、多分そういうことになるんだろうと思ひますので、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

それから、一つ具体的なことをお聞きしたいんですけれども、九二年の六月にベネズエラの石油化学事業に対して貿易保険が投資保険で保証をしたということをございます。これは聞くところによると、アメリカとの協調融資の案件であるということでおざいますが、ちょっとこれよくわからぬものですから簡単で結構ですが、どんな概要はどういう相手企業側がなつているのか。特に日本企業がどういう形でこれは参加しているのか。製品の輸入は全部アメリカ、カナダからの製品輸入であつて貿易保険だけがくつつくというのはどういうのか、ちょっとよくわからないものですから、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(白川進君) 今先生お尋ねの案件は、ベネズエラにおぎますボリエチレンプロジェクトで、御指摘のようにアメリカの輸銀と協調の形で融資がなされ、私どもの投資保険が付保されているものでございます。日本企業のかかわりでは、日本の市中銀行がベネズエラのボリエチレン製造プロジェクトをつくります主体に対して融資を行ない、これに対して私ども貿易保険が海外投資保険の貸し付け融資という形態は、ベネズエラに向けますアンタード、どこから資材を調達するか便途を特定しないアンタードの貸し付け融資ということになりますが、この契約もアンタードということのかわりにおきまして通貨はドル建てで行われておりますが、かつ金利はそのときどきの市中金利に連動する、すなわち変動金利ということで融資契

約が行なわれてることでござります。

○村田誠醇君 累積債務国、累積債務が多くなるその国に対して、原則として貿易保険といふのは引き受けを停止したり、あるいは制限を設けるということをしておりますけれども、しかしまだでは運営できないということ、貿易保険の引き受けの弾力化を図つて、停止とか制限を行つてある国に対しても、

もう一つ基本的なことをお聞きして申しわけないんですが、こういう弾力化措置をとられている対象国というのはどういうところがあるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○政府委員(渡辺修君) 御指摘のよう、貿易保険の引き受けを行なうときには、相手国の政治経済状況とかあるいは保険金の従来の支払い実績とか、もちろんの客観的なデータに基づきましてカントリーリスクを評価いたしまして慎重に我々は判断するわけでござります。ただ、どういう国に引き受けを行なっているか、どういう国に引き受けをとめているかということは、結局我が国が相手国のトータルの信用度を公にするということになるとになるものでござりますから、個別具体的には我々は公表しない、こういうことにいたしております。これは我々のみならず各國の主要保険機関、いずれもそういうことで運営をされておりました。したがいまして、個別具体的なお話は差し控えさせていただきます。

今先生お尋ねの国数でござります。トータルで引き受けを停止しているのがどのくらいあるか、こういうお尋ねでございます。これは引き受けの保険の種類、中期とか短期とか種類によつて異なりますし、非常に計算の仕方が難しうるし、それから地域ごとに分けておる場合、国と国とは全部二百五十に分けてございまして、その

うち約四十に該当する国または地域というものが現に引き受けをとめておるところでござります。

○村田誠醇君 ベネズエラもこの弾力化措置の対象の国に入つてゐるというふうに聞いてゐるんですけども、これは間違いでございましょうか。

○政府委員(白川進君) ベネズエラにつきましてはリスクを行いましたので、私どもの保険の引き受けについては、リスクを行つたということで直ちにやや制限的ななるわけでござります。ただ、リスクを行いました後繰り延べられた債務について、返済計画というのを合意いたします。その計画に基づいて返済が順調に行なわれております場合には、リスクを行つた国であつても、案件はよく精査しながらでござりますけれども貿易保険の引き受けを行なっているということでござります。

それで、お尋ねのベネズエラはリスクを行つた国であるということでござります。

○村田誠醇君 国名を言えないというのはわからぬわけじゃないんです。ただ、苦言だけ言つておきますけれども、通産省なりいろんなところで出している文献あるいは文書の中に主な弾力化を行つた国とか、そういう形でばらばらみんな出ているんです。一覧を出せというのは難しいかも知れませんけれども。

一例を挙げていきますと、通産省の貿易局貿易保険課、これは平成四年の位置ですからあるいは異動されているかもしれませんけれども熊野哲也さん、この方が通産省公報の中で、累積債務問題に対して、貿易保険の引き受けの弾力化を行つた主な国という形で幾つもずっと出しているんです。発表されているんだから言つてもよさそうなものだと思うんですけれども、いろいろ外交的条件があるから難しいというんであればそれはそれで結構でござります。

ただ、これは貿易保険に限りませず、我が国に、債権を放棄してしまった場合、それで相手の政府が現地通貨でそれに見合つたものを相手の企業というんですか地域からとつて、それを環境基金に使うとか教育基金に使うとか、もとに使つたらどうですか。

○政府委員(白川進君) ベネズエラもこの弾力化措置の対象の国に入つてゐるというふうに聞いてゐるんですけども、これは間違いでございましょうか。

○政府委員(白川進君) ベネズエラにつきましてはリスクを行いましたので、私どもの保険の引き受けについては、リスクを行つたことで直ちにやや制限的ななるわけでござります。ただ、リスクを行いました後繰り延べられた債務について、返済計画というのを合意いたします。その計画に基づいて返済が順調に行なわれております場合には、リスクを行つた国であつても、案件はよく精査しながらでござりますけれども貿易保険の引き受けを行なっているということでござります。

それで、お尋ねのベネズエラはリスクを行つた国であるということでござります。

○村田誠醇君 国名を言えないというのはわからぬわけじゃないんです。ただ、苦言だけ言つておきますけれども、通産省なりいろんなところで出している文献あるいは文書の中に主な弾力化を行つた国とか、そういう形でばらばらみんな出ているんです。一覧を出せっていうのは難しいかも知れませんけれども。

一例を挙げていきますと、通産省の貿易局貿易保険課、これは平成四年の位置ですからあるいは異動されているかもしれませんけれども熊野哲也さん、この方が通産省公報の中で、累積債務問題に対して、貿易保険の引き受けの弾力化を行つた主な国という形で幾つもずっと出しているんです。発表されているんだから言つてもよさそうなものだと思うんですけれども、いろいろ外交的条件があるから難しいというんであればそれはそれで結構でござります。

そこで、それ以上聞いてもしよがありませんので、もう一つお聞きをしたい。

累積債務問題を解決する一つの方策として、経團連等も言つておりますけれども、デットスワップという考え方を導入したらどうだと。要するに、債権を放棄してしまった場合、それで相手の政府が現地通貨でそれに見合つたものを相手の企業というんですか地域からとつて、それを環境基金に使うとか教育基金に使うとか、もとに使つたらどうですか。

○政府委員(白川進君) ベネズエラもこの弾力化措置の対象の国に入つてゐるというふうに聞いてゐるんですけども、これは間違いでございましょうか。

○政府委員(白川進君) ベネズエラにつきましてはリスクを行いましたので、私どもの保険の引き受けについては、リスクを行つたことで直ちにやや制限的ななるわけでござります。ただ、リスクを行いました後繰り延べられた債務について、返済計画というのを合意いたします。その計画に基づいて返済が順調に行なわれております場合には、リスクを行つた国であつても、案件はよく精査しながらでござりますけれども貿易保険の引き受けを行なっているということでござります。

それで、お尋ねのベネズエラはリスクを行つた国であるということでござります。

○村田誠醇君 国名を言えないというのはわからぬわけじゃないんです。ただ、苦言だけ言つておきますけれども、通産省なりいろんなところで出している文献あるいは文書の中に主な弾力化を行つた国とか、そういう形でばらばらみんな出ているんです。一覧を出せっていうのは難しいかも知れませんけれども。

一例を挙げていきますと、通産省の貿易局貿易保険課、これは平成四年の位置ですからあるいは異動されているかもしれませんけれども熊野哲也さん、この方が通産省公報の中で、累積債務問題に対して、貿易保険の引き受けの弾力化を行つた主な国という形で幾つもずっと出しているんです。発表されているんだから言つてもよさそうなものだと思うんですけれども、いろいろ外交的条件があるから難しいというんであればそれはそれで結構でござります。

そういう意味では、今先生御指摘のデットスワップというのは、パリ・クラブの中でもいろいろ賛否について見解が分かれています。やや否定的な見解としては、内地通貨、内貨に外貨債権が変わりまして御指摘のように基金になります

で、内貨によりますマネーサプライの増大を招いて相手国のインフレあるいは通貨不安などにつながるのではないかというような懸念もありまして、いろいろな問題があるということで、必ずしもパリ・クラブの債権国は一致して共同行動としてそういうことに取り組もうということに相なつております。

したがいまして、こういったような状態では、私ども貿易保険も含めまして公的債権につきましてデットスワップを行うという考えは当面ございませんといふのがお答えでございます。

○村田誠蔵君 國際的に合意に達しないからやらないといふんじやなくて、ドイツなんかがボーランドの債権の六〇%を削減して、残った債権の四〇%を病院建設の基金に使つてくださいという形で相手国政府に渡しているわけです。だから、それはあくまでも一つのODAの考え方を導入しているわけですから、我が國独自の判断をここにも採用していいんではないかと思うわけです。

債権を放棄するのは極めて簡単でしようけれども、保険財政の方に影響するでしょうから、これは大臣に頑張っていただきて、大蔵省から予算をとつてきてもらえばすぐ簡単にできることだろうと思います。ひとつ頑張っていただきたい。横並びではなく、前の方を駆けるような施策をひとつお願いをしたいということだけ希望しておきます。

○村田誠蔵君 貿易保険法を改正したときに企業包括制度といふ短期総合保険を創設をなさつたわけですが、これは従来の保険が品目別に掛けられていたやり方を、企業を一つの単位とする形で新しい保険をつくられた。品目別といふんですから、横にずっと企業が関係なくやる。企業単位ということになりますと、今度は製品も絡んで縦のラインができた。

そうしますと、縦と横でカバーしなければいけないという理由が、どっちを使つてもいいんですけどね。よといふことだらうと思ひますけれども、企業の方からすれば自分の方はリスクの少ないところに

しか出していないんだからそつちの方が安いじやないか、保険料の負担が少なくて済むという意味ではどちらかに一本にする必要性があるんじやないか。

両方でカバーしていなければいけない理由はないんじやないかと思うんですけども、縦、横のものを残している理由といふんでしようか。それについてはどの必要性といふんじやうか、それについてはどのようにお考えなんじやうか。

○政府委員(渡辺修君) 保険運営の実態の詳細を十分把握された上で、非常に専門的な御質問でございます。正確にお答え申し上げたいと思いま

す。御指摘のよう現在、組合別包括保険というのと、それから二年前に新たに設けました企業包括制度という二つの制度を併存させておるわけでございます。それで、從来からございました組合別包括保険といふのは現在なお五十七万件という件数がございまして、保険契約高で約十八兆円程度、したがつて貿易保険全体の約八割、これが現

在利用されておるわけでございます。それで、設備、船舶、鋼材といった、そういうものを生産いたしますメーカーがこの組合別包括保険を利用いたしております。

その理由と申しますのは、組合別包括保険といふことになりますと、貨物の輸出形態が非常に類似している点に着目をいたしまして、それぞれの組合ごとの特定の取扱貨物について、輸出組合のメンバーを対象として組合ごとにん補範囲の異なる保険契約を結ぶことができ、それで輸出品の種類や取引実態に応じた引き受け条件の設定が可能になる。そういうことで、例えば船舶をつくつておるメーカーは船舶輸出組合の行つておる包括保険に入つておるということで、現在十八兆円ぐらいこれに掛つておる、こういうことでござります。

○村田誠蔵君 済みません、ちょっと通告しておきます。これはおっしゃるよつて企業単位で幾つあります。

もの種類の商品を扱つておる企業が企業といふ本で包括するということござりますから、それからも先生よく御理解いただけると思いますけれども、例えは商社とか総合商社とかといったようなものになりますとこれを利用することが非常に利用しやすいわけでございまして、したがつてそういう総合商社の十八社が現在組合別の包括じやなく企業別の包括保険を利用いたしております。それから二年間でございまして、この一年間にいうことから利用しやすいか、こううことによる全くの自由なオプションで選択いただいておる、そういうことでございまして、この一年間におっしゃるように企業包括保険、短期間の間に相当伸びてきておることは事実でござりますけれども、大宗は依然として組合別包括保険を利用しております。

○村田誠蔵君 わかりました。それで、質問通告を払つとしてなかつたんで申しきれないんですけども、お聞きをしたいんですね。この投資に絡む場合、中南米のやつが一番最適だろうと思うんですけども、累積債務国に対する持つていた債権を債務削減をするという一つの手段として証券化しようということにして、その証券を市場で売つて、そこの国に投資したい人が額面額の安いのを買って現地通貨で企業に投資するとか出資するとかいうやり方をしておりま

す。この場合の投資の額については、ちょっと細かくなつて申しきれないんですけども、その債券の額面額と市場流通価格と一通りありますわね。この場合の投資の額については、ちょっと細かくなつて申しきれないんですけども、その債券の額面額と市場流通価格と一通りあります。

○政府委員(白川進君) 通称J A I D Oと呼ばれておる株式会社日本国際協力機構につきましては、これは経済協力基金とそれから民間が出資をして合った発展途上国に対する出資機関であると理解をいたしております。その設立の趣旨及び事業の趣旨は、民間資金を途上国に円滑に還流しよつて、これは海外投資保険の付保の申し込みをしてきておられる方には海外投資保険を行つた上で特

てなかつたんじやいですけれども。○政府委員(白川進君) 大変失礼いたしました。正確にやや訂正を込めてお答えいたしたいと思います。保険の申し込みは額面価格あるいは市場価格、いずれでも行い得るということでございまして、このJ A I D Oが発展途上国のプロジェクトに出資を行つた上で特に問題がないと判断される場合には引き受けを行つておるところでございまして、かなり多数の案件についてこれまで引き受けを行つてきたとい

なお、このJAIDOの出資方針としては、相

そういうもので成り立つておるところで「もじ」ます。

復維持が最重要だ、こういう考え方に基づいて我々貿易保険でも相当程度大幅に支援をしよう。

我々貿易保険の信用供与を行う、こういう中身になつております。

なお、このJAIDOの出資方針としては、相手国の外貨獲得型産業の育成、あるいは民活型で

○村田誠醉君 最後にちょっと、
司寮の谷田義員も最後に触れ

「うう」といいます。

これも先ほど来申し上げておりますように、我々のねらいは、ロシアの外貨獲得産業でありま
す。由、だなゆくつまむ、「今急ぎて生産量が

整個として、たゞ一企業の重宝自らを賣參するなどいうことでござりますので、いずれも輸出産業の育成という目から見れば、私どもは保険が一番関心を持ちます返済の確実性といいますか、プロジェクトの確実性、安定性といったものを一般的には満たしているものでございますので、これまでもかなり密接な連携をとりつつ事業が行われてきていたる等いうことでござります。

○松谷著一郎君 最初に、対ロシア支援関係についてお聞きたいと思います。

が、日本からロシアに投資をする投資案件、これはジョイントベンチャーをつくるとかウラジオストクで一連のホテルをつくるとかいろんな形のも

断したわけでございます。
これから動きでございます。

○政府委員(白川進君) いわゆる経済協力関係四省庁というのがございますが、四省庁で共管で所管をいたしております。

今回の貿易保険法の改正の趣旨は、カントリー・リスクが高くて資金がなかなか流れにくい発展途上国に対し、中長期の経済開発のための資金を還流していく、それを促進するということが目的であると聞いております。もちろん、経済大国ととなりました我が国にとって、また貿易収支が大幅悪化する

のがございますけれども、これが約十九件投資保険が出ておりまして、これにつきましても付保をいたしております。

その他もろもろの、我々、一昨年の十八億ドル表明以来与信契約を行い、貿易保険の内諾を行つておりますのが、先ほどの七億ドルを含みまして

す。あわせて、我々のみならず各国の輸出信用機関が、やはり同じように戸ネルギー産業のリハビリテーションについて非常に強い関心を持つておられます。したがいまして、我々いたしましては今後、アメリカはもちろんのこと欧州諸国の輸出言田幾闇ともよく車券をとりまして、また世銀の

黒字を有しておる我が國にとつてそいつた役割を担うということは大変重要なことでござります。

大体十億ドルぐらいということになつておりますて、あと八億ドルぐらいがなおいいプロジェクトがあれば残余の枠で支援したい、こういうのが一
三三九、二〇〇二年九月二日

専門家にも入ってもらいまして、よく情報交換を進めながら、かつまたこういうリハビリテーションが円滑に行われるためにはどうしてもロシア側

しかし一方、世界的に見まして非常に資金需要の緊急かつ大規模に要請されている国がロシアでござります。このロシアの支援のたゞについ最近

○松谷著一郎君　また、最近会合がございました
G7の閣僚会合におきまして、ロシアに対する新

て幾つか工夫をしてもらわなきいやいかぬ事項もございまして、あるいは投資環境、受け入れのための工夫も必要でございます。

G7の会議が行われたわけでございますが、このロシア支援のために一昨年の十月八日でございますか、我が国が旧ソ連邦に対する総額二十五億ドル

たな支援措置といったしまして我が国は十八億二千万ドルの新規パッケージを表明したわけであります。今回も、そのうちの大部分は貿易保険の引受け

そういうふうなところの情報交換をうまくし、ワーキンググループ等をつくりながら効率的に動かしていきながら、その中で個別、具体的な

○政府委員(渡辺修君) お答え申し上げます。 ルの支援策を決定した。その大宗は大部分が貿易保険によるもので、十八億ドルの貿易保険の引受けを既に設定しているというふうに聞いておりましたが、その実施の状況はいかがでございましょうか。

○政府委員(渡辺修君) 桩であると聞いております。このロシア向け一億ドルの新規引受けにつきまして、今後具体的にどのように使っていくつもりでしようか。

○政府委員(渡辺修君) お答え申し上げます。

御指摘のように、中小企業の支援策とかあるいは無償援助等も含めまして十八・二億ドルの対ロシア民間による輸出促進支援策を実現する方針でござります。

案件というのを見つけて、ロシア側が要請してくるのがまず最初だろうと思います。それについて非常に重要なところは、それが着実な返済が行われるであろうという返済スキームのところをつかりと見きわめなきやいけませんけれども、それを見きわめた上で可能なものは付保していくたい。この返済スキームによって、日韓は良

なお、残り三億二千万は事業収入あるいはこの財團法人の会員の会費収入、さらにその他の収入として一億七千万、これ雑所得とか繰越金とか、

先ほど来申し上げておりますように、対口支援につきましては、相手国のエネルギー産業、外貨獲得の過半を占めるエネルギー産業の生産力の回

第九部 商工委員會會議錄第七號 平成五年四月二十二日【參議院】

さらにもう一つ言いますと、今回のようなアンタイの事業貸し付けというプロジェクトにつきましては、发展途上国のニーズが強いこともあります。例えればプロジェクトファイナンスに非常に豊富な経験を持っております。国際金融公社 IFC といったようなところも非常に興味を持つております。そして、そういったようなところと一緒にになって、よく中身を審査しながら協調して行うということがあります。

あわせて一番重要なのは、そうはいいましても相手国のカントリーリスクを見定めるために今まで我々が持っております。先ほど申し上げましたが、非常に細かい専門的なカントリーリスクの度合いに応じた保険料率というのを約八種ぐらい用意しております。さらに、特別なプロジェクトに応じた返済スキームを見まして、てん補率を相手の被保険者とシエアするようなんぞ補率を設定するとか、いろんな運用面におきましてリスクをお互いに対比して確実な返済を求められるようなどいう工夫を随所に凝らしながら運用していくといったように大きな目的を満足させていきます。

○松谷蒼一郎君 発展途上国に対する支援あるいはロシアに対する支援、こういったことは国際的な問題からも経済大国となりました我が国としてやはりやつていかなければならぬ大きな問題であることは間違いないんですが、しかし一方貿易保険特別会計はずつと赤字で、一般会計からの出資金が非常に大きくなつて、今年度の当初予算におきましても出資金として二百二十八億円が繰り入れられたと聞いております。

出資金とはいながら、これは一般会計ですか

ら国民からの税金によるものであります。一方、

国際的な役割分担としてはやつていかなきやならないことであります、しかし今我が国の財政事務が厳しい中で二百億、三百億という大きな出資

金を毎年繰り入れるということやはり問題ではある。この辺の考え方についていかがお考えか、ちょっとお伺いいたします。

○政府委員(渡辺修君) 御指摘のように、貿易保険特別会計、累積債務六千七百億という大変な赤字をしょっておりまして、御心配をおかけしておりますこと大変申しわけなく思っております。これまでにつきましては、もう先生御承知の通り、実はこの累積赤字が急増いたしましたのは昭和六十年代に入つて以降でございます。と申しますのは、それまでは收支相償といいますか、保険料率その他で十分対処してきておったわけですが、いずれれども、何しろリスクが八〇年代後半から思いがけない形で起つてきましたというのが一つ。それからもう一つは、先ほど申し上げておりますが、ポーランド、エジプトあるいは最貧国に対する債務削減を行うというようないふうな高度の政治的判断が入つてきましたということでございまして、これは我々だけじゃございませんで、各国の輸出信用機関押しなべて同じよう事業損失を出してそれに対して対応しておるというのが実態でございます。

それで、我々いたしましては、一つは債務削減につきましては、これはもう高度の判断から経済協力として行うものだというのが世界各国との共通の認識でございますので、これにつきましては財政当局とよく話し合つて全く意見の一致を見ておりまして、ODA予算の中から特別会計にこの債務削減に見合つ分につきましてはこれを一般会計から繰り入れる、こういうことで現在対処しておるわけでございます。

あわせて、先ほど来申し上げましたリスクによる累積債務その他が非常に金額が多くなつてしまつりますものですから、貿易保険が今後ともこれら機能を維持していくための基盤整備、足腰を強くしていくかなきやいけないということで資本金を保を通じて国際貢献を果たしていくということはもう言うまでもない重要なことでございます。

私は一月に、たまたま日本・EC閣僚会議に出席をいたしておりました。そして、各国の経済閣僚の皆さんといろんなお話を聞いております中で、やはり途上国への資金の流れを確保するためには具体的な方策として一つの目標を掲げるべきであ

そういうことで我々、胸突き八丁越えましたけれども、これからも事業運営につきましては十分細心の注意を払いながら、返済スキームその他を確実にして事業収支の改善に心がけながら、かつまた大きな目的を損なうことのないように全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○松谷蒼一郎君 我が国は、发展途上国の債務、開発問題に貢献をいたしますためにこれまで五年間で六百五十億ドルの資金を還流させるという計画を表明いたしました。これを昨年までに達成しましたと聞いております。こうした貢献を行っていくということは非常に重要なことであります。

大臣にお伺いをいたしますが、森大臣は本年初めに大規模な資金還流計画を提唱されました。

我が国といたしましては、世界に貢献を果たすため

に非常に重要な問題であると私も考えております。

この大規模な資金還流計画の中で貿易保険の果たす役割といいますか、位置づけといいます

か、これは一体どういうふうにお考えになつてお

りますでしょうか、最後にお伺いをいたしたいと

思います。

○國務大臣(森喜朗君) 今、松谷委員から先生御

自身のお考え方を示されまして国際貢献の役割を

果たしていく、もちろん国の公的な資金、一般会

計の予算の中から、あるいはまたこうした民間の

資金を今後できる限り進めていくというようなこ

とから今回の法律の改正をお願いしておるわけでございます。

今御指摘ございましたように、世界の経済の中

におきます日本の現在置かれておる地位というの

を考えまいりますと、世界経済の持続的な發展

を図るために、发展途上国への資金の流れの確

保を通じて国際貢献を果たしていくということは

だければと思つ次第でございます。

○松谷蒼一郎君 どうもありがとうございました。

○委員長(斎藤文夫君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

私は一月に、たまたま日本・EC閣僚会議に出

席をいたしておりました。そして、各国の経済閣

僚の皆さんといろんなお話を聞いております中で、

やはり途上国への資金の流れを確保するためには

具体的な方策として一つの目標を掲げるべきであ

願いを申し上げたいところでございます。

○和田教美君 念を押すようですが、平成六年度予算案の編成、概算要求の話が今出ましたけれども、これはあくまで緊急総合経済対策として出たんだけれども、来年度予算まで繰るというふうなことはどうも大蔵省は応じなかつたといふふうなことが新聞に出ています。ですから、通産大臣に確認したいんですけども、こいつの考え方の方はもちろん平成六年度予算編成においても引き継がれてさらに拡充されいく、こういうふうに考えていいのかどうか。僕は、基本的には土木系を中心の公共投資からもっと設備とか施設などの建築系にシフトしていくといふ考え方は非常に結構なことだと思うし、基本的にその考え方をずっと支持してきたんですけども、そういう点からもぜひ来年度予算編成においても、それがいつの間にか行方不明になつたといふふうなことでは困るので、単なる景気対策だけではないんだということについて御確認を願いたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) 確かに、今和田委員から

御指摘ございましたようにこれは単なる景気浮揚というこの対策だけではなくて、先ほどから申し上げておりますように社会の情勢の変化、国際的ないろいろなことなども関連をいたしまして、ゆる生活大国の目標に向けて進めていくやうな大きな意味があるものでござりますので、これからもこの考え方方はぜひ進めてまいりたいと思ております。

ただ、よく言われることでございますが、もう土木関係の公共事業は要らなくなつたからといふことではなくて、まだまだ道路も港湾も整備しなきやならぬことがたくさんあります。こうした計画がきちっともう定まっているわけでございますから、そこからとつてこうやるというふうなことはできるわけではございませんので、これがこれ。これに加えて、今委員がおっしゃいましたよう

に新しい社会資本を充実させていくという考え方

でございまして、先ほど御答弁の中で申し上げましたようにこれから予算審議の中あるいはまた来年六年の予算編成の中で概算要求の中にもきつとこのことを要求していただきたい。先ほど申し上げたように、まだ政府部内での定義づけがきちんとされておりませんでしたけれども、財政当局と私は、もそれぞれ現業政策官庁との交渉等もございまして、このことを要求していただきたい。

そこで、このことは冒頭の委員の御質問にございましたように単に景気対策、生活大国、そのこ

ともござりますが、やはり諸外国からの輸入も促進ができるそういう市場をつくる、そういうビジネスチャンスを各国に与えるということもこの

施策の中に盛り込まれている、このように私は考えておりまして、ぜひこれから政府としても大事な政策として進めていくべきだ、このように考

りたいということを先ほど申し上げたのはそうしておりますので、どうぞこれからまた御支援を賜

題を一、二お聞きいたします。

○和田教美君 それでは貿易保険法改正案に関する質問に入りますが、まず対ロシア支援関連の問題を一、二お聞きいたします。

(G-7の閣僚合同会議で宮澤総理大臣が表明されました我が国からの対ロシア二国間支援の追加額

は総額十八億二千万ドル。その内訳は、無償分が

約三億二千万ドル、有償分が十五億ドルというこ

とになつております。しかし、有償分十五億ドル

の中で十一億ドルは貿易保険の引き受けといふ

とであつて、対ロシア支援における貿易保険のウ

エートというものが非常に大きいということを示

しております。

ところで対ロシア支援、正確に言えば対旧ソ連

といいますか、旧ソ連に対する支援の中に貿易保

険引き受けを含めたのは九一年の十月、日本政府

が決めた総額二十五億ドルの支援というものが主

なものでござります。そのときの貿易保険引受額

は十八億ドルとなつております。

先ほど午前中の質問で、この内訳について通産省当局は、この中で既に実施されておるのが天然ガス産業九億ドル、それから投資案件十九件、合

計十億ドルあと八億ドルぐらい残つておるという話でございましたけれども、しかしもう一つ石油関連の七億ドルというのがあると思うんです

ね。これは、通産省の話では日下交渉中というこ

とでござります。交渉中だけれども交渉はまとまると余地が全くないのかどうか、それとも大体交渉はまとまるというめどなのか、その辺のところはどうお考えなんですか。

○政府委員(渡辺修君) お答え申し上げます。

今和田先生御指摘のとおり、二十五億ドルのうちの十八億ドルが貿易保険でございまして、そのうち天然ガスで七億ドル、これは既に内訳をいたしました。付保いたしておりますのはそのうちの三億ドルでござりますけれども、七億ドルはいわば内訳でござりますからそういう意味では実施に移つておる、こういうことでござります。そのほかに、あと投資保険案件が十九件ほど細かいのがござります。そのほかにリファイナンスといいまして、商社等が持っております旧ソ連の債務をロシアの銀行にリファイナンスいたしまして、そのうちの一億数千万ドルのところを保険で引き受けた、こういうのがございまして、合わせて十億ドル弱がそういう意味では実施に移つておる、こういうことでござります。

さらに、今お問い合わせの石油関係でございますが、実はこれも同じく七億ドルという数字でござりますけれども、この案件が現在交渉中でございまして、ロスネフテ・ガスという公団を窓口にいたしまして日本のメーカー及び商社と今商談が継続中でござります。それで、これにつきましては、天然ガスと違いましてロシアの石油産業が非常に数多く、三十社から四十社ぐらいを束ねたの

がその公団でございまして、それぞれの石油メーカーの必要とする機材、さらにはそれに一体どう

いう形で返済のための外貨が割り当てられるかと

いつたような非常に細かな作業が今ロシア内部で行われておりますという、その点が一点でございま

す。

それからもう一点は、そこで契約が結ばれた後

ないう形で返済が行われるかという返済スキームでござりますか、これについても実はロシア側

と今話し合が行われております。この二点について現在交渉中でござります。

そういう意味で、特に二点目につきましては、先般、三月の末でございますが、世界銀行を中心

に海外に返済資金を預託するというエスクロ勘定を一定の条件のもとに認めよう、こういうことに

なったわけでございまして、ロシアも賛意を表しておりますので、そういう意味でこれが推進に拍車がかかる一つの要素になるかと思います。

そういうことで、今ネゴを行つておる最中でございまして、これがまとまれば、先生御指摘のとおり残つております八億ドルの中で七億ドルといふのはそれに充当されることになるんではなかろ

うか、こういう状況でござります。ビジネスのネ

ゴが今統いておりますので、ちょっと見通しは必ずしもはつきりいたしませんけれども、今の第二

点目の返済スキームの解決というのが推進の一つの役割を果たすのじゃなかろうか、かようになります。

○和田教美君 そうすると、少し甘いかもしれませんけれども、その残つている全くめどついていない一億ドルと今回の十一億ドルを足すと十二億ドル

ということについて、これからいろいろと計画をしていくことになるんだろうと思うんですけれども、今回の追加支援の十一億ドルとこの

貿易保険引受けは主としてどのようない契約に向

かれることになるのか。つまり、前回と同じように天然ガスあるいは石油、そういうエネルギー関

連を中心に対象とするということになるのか、そ

の辺の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(渡辺修君) お答え申し上げます。

残査の天然ガス、石油の七億ドルがまとまれば十九億ドル分ぐらいの信用枠があるわけでござります。これの充当の仕方でございますが、今先生御指摘がありましたように我々は基本的にはロシアの再建の重点は、この輸出保険で見ますところはやはりエネルギー産業であろうと考えております。

そういう意味で、現在のロシアの石油生産というのが急速に生産量が落ちておしまして、ちなみに一九九〇年は一千万バレルの生産があつたんでございますが、九二年では七百九十万バレルに落ちておる。さらに、専門家の推計ですと、これが今年度では七百万バレルに落ちてしまうのじやないか。

こういったように急速な勢いで生産が落ちておりますので、これを重点的にリハビリいたしまして、外貨獲得の約半分がエネルギー産業でございますから、そこに重点的に支援を行つていって、そこで稼いだ外貨をロシアの活性化に充當してもらひ、それが一番効率的なロシアの再建ではないか、かように我々は考えております。しかば、そういうようなプロジェクトがあるかということをございますが、現在我々が集めておる情報では、例えば先ほど申し上げましたロスネフテ・ガスという公団のプロジェクトのほかにルーカ・オイルというのがあって、そこもまたこれは一説によると四億ドルといつて説もあるし七億ドルという説もありますが、いろいろ今そこで計画を立てておつて、それにについて資機材等の購入を日本及びアメリカその他に打診しておるというプロジェクトでございます。

さらに、今回のロシア支援に際しましては、我々だけじゃございませんでアメリカそれから欧洲の輸出信用機関も同じような問題意識を持っておりまして、よく情報交換をしながら、かつロシアも交えて効率的にこれを進めていくよう工夫したい、かように考えておるわけでござります。そういう意味では、よく情報交換をすれば、ロシアの自力によるリハビリというプロジェクト、意

欲的なものが出てまいりますれば十分充当していく余地があるんじやないか、かよう私どもは考えておるわけでござります。

○和田敦義君 ある新聞社が最近アンケート調査をしたところによりますと、全国の主な企業百社の経営者にロシア支援についての考え方を聞いたところ、ロシアの自助努力が大事で現状では慎重にという消極派が六十九社と最も多く、領土問題と切り離して積極的にとする積極支持派の十六社をはるかに上回つているという結果が出ておりま

す。消極派の中には、混乱状態の国を資金的に援助しても効果が期待できないなど、政情不安やいまだに効率的なままの経済システムを理由に挙げるるものも立つておるというふうに書いてござります。

そこが一つの問題だと思うんですけれども、今とりあえずの追加支援の問題については、エネルギー関係ということで外貨を稼げるということをめどとして対象とするということはできるにしましても、将来の問題として、普通の輸出入というふうなものについても民間の商社がどんどん担当して拡大していくふうな事態を想定した場合に、今のような経営者のマインドでは貿易保険の枠を広げても企業の方のあれがついていかない可能性がないか。そして、いわゆる対ロシア支援というものの、あるいは対ロシア直接投資というものの実績がなかなか上がつてこないというふうな事態も予想されるのではないかというふうに思つんですけれども、その点の懸念はございませんか。

○國務大臣(森喜朗君) 今委員から御指摘がございましたとおり、ロシアにおける深刻な政治経済情勢あるいは法制度の不備などがございまして、我が国の企業といたしましてもロシア向け事業活動にはなかなか慎重な態度をとらざるを得ないものと、これは私どもよく理解ができるところでありますけれども、八〇年代後半の例えは百四十と百五十とかといったような水準にまではまだ

産業界が期待をしておるということも大きいわけでございます。現に、一昨年十月のロシア向けの十八億ドル保険引受け枠の設定以降、貿易保険当局には相当数のロシア向け案件について相談が寄せられておりまして、昨年の九月には天然ガス産業向け七億ドルの資機材供給案件について当事者間で与信契約が合意されることになりました。ま

た、十八億ドルの保険引受け枠につきましては、現在まで約十億ドルにつきまして保険引き受け、または内諸を実施しております。今般設定をいたしました十一億ドルの新規引受け枠にいたしましても、十八億ドルの引受け枠同様、石油・天然ガス産業向け案件を最重点に引き受けることといたしております。我が国企業もロシアの石油や天然ガス産業向けプロジェクトに大きな関心を有しているものと承知をいたしております。適切な返済保証措置が構築されまして、保険引き受けによるリスクテークが行われることになるならばこれらのプロジェクトの実現も期待できるものと考へておるところでございます。

ただし、その場合におきましても、御指摘どおり我が国企業によるロシア向けプロジェクトの実現のためには、ロシアにおいて適切な返済保証措置の構築や投資環境の整備を図る等の自助努力が極めて重要と考へております。我が国といたしましても各國と協力しつつロシア側の適切な対応を促してまいりたい、このように考へております。

もう既に御承知だと思いますけれども、ロシア支援につきましては、いわゆる軍民転換でありますとか中小企業の育成でありますとか原子力安全でありますとか、今世界がやはり一番そのことを求めているはずでありますし、ロシア自身もまたそのことによって自力を回復していくという案件に通産省としては支援をしていきたい、このように考えておるわけでございます。今委員からいろいろ御指摘がありました、企業側から見ればやはりそういう不安感というものは常に残つておりますけれども、それを除去できるように政府としても

は万全の環境をつくり上げていくことが重要かと、このように考えております。
○和田敦義君 今回の貿易保険法の改正は、発展途上国等への我が国民間企業の資金還流を促進することが目的となつております。このほか、今取り上げました対ロシア支援に当たつての貿易保険の活用ということも、もちろん視野に入っていると思います。

ところが、近年、発展途上国への累積債務の大等に伴うカントリーリスクの高まりなどがありますが、民間資金還流あるいは長期資本の流出額はかえつて減少傾向にあるというふうに聞いておりまして、我が国から発展途上国への資金還流、長期資本の流れの実態はどうなつてゐるのか。どんどん減つてきているのか、もう減り方はとまつたのか、その辺のところをひとつ御説明願いたい。

○政府委員(渡辺修君) 御指摘のよう、我が国の発展途上国への資金の流れは、大きく分けて政府の開発援助等公的資金と、それから民間の直接投資とか民間金融機関からの貸し付けといういわゆる民間資金と大きく二つに大別できると思いま

す。それで、八〇年代を通じまして公的資金の方は毎年増加いたしておるわけでございます。ただ、九一年の実績では百十億ドルまで回復いたしておられますけれども、八〇年代後半の例えは百四十と百五十とかといったような水準にまではまだ戻つていないと、いうのが現状でございます。

ということで、発展途上国は御承知のように国内蓄積が不十分でございますものですから、これら諸国に向けての円滑な資金の還流が行われなければ、発展途上国の経済発展、工業化、ポテンシャルを伸ばすことは難しいわけでござります。そういう意味で、今回の我々の民間資金の還流というものが非常に重要な政策課題になるんじゃないかな、かように考えておるわけでございます。

○和田教美君 そういう状況だけに、森通産大臣の先ほども取り上げられました資金還流計画といふのは非常に重要だと思う、ひとつ思い切った計画を確立をしていただきたい、こう思います。

そこで、次の問題ですけれども、海外投資保険が適用された大型プロジェクトの一つとしてIJP-Cの事故がございます。

IJP-Cについては、保険対象額が千六百六十億円だったと思思いますけれども、これに対しても実際に保険金として支払われたのは七百七十億円だったというふうに聞いております。しかも、査定にかなりの時間がかかったということが一つの特徴ではないかというふうに思うんですが、どのように査定が行われて、なぜそういうふうに長期間を要したのか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(白川進君) ただいま先生御指摘のとおり、IJP-Cのプロジェクトにつきましては保険契約上の保険金額、これは千六百六十二億円でございました。それで、被保険者からは九百三十億円の保険金請求が私どもの方に寄せられました。この請求につきまして、貿易保険関係の法令あるいは被保険者の約款などに基づき、公正かつ厳正に査定を私どもとしては行いまして、その結果、今お話しのありました七百七十七億円という金額を保険金として支払つたわけでございます。

その査定の仕方でござりますけれども、あくまで公正かつ厳正な査定を確保する必要があるという見地から、現地の被害状況、これが公正かつ厳正な査定のキーファクターでございますので、これを専門機関に委託いたしまして、現地におきま

す実地の調査を行つていただいた次第でございます。それによりまして、被害状況の的確な把握を行つていうのが第一点。

それから第二点は、法律、政令その他専門事項の各方面に照らして公正さかつ厳正さを確保するという意味で、各般の分野の有識者から成る査定委員会というのを設けまして、そこで審議をお願いした次第でございます。

そういうプロセスを経まして、査定額七百七十億円という保険金をセットいたしまして支払つた次第でございますが、確かに長時間、請求から支払いまでにかかったことは事実でございます。

これは、イラン・イラク戦争という非常に異常な状態のもとで発生した保険事故でございまして、その複雑な状況を現地で現実の被害状況の調査を実施する、あるいは今申し上げました各方面の有識者の公正な査定審議を行つていただくというような所要の手続をそれぞれ手順よく踏んでいったところでございます。

○和田教美君 今の一IJP-Cの査定の経過から見ましても、今回の改正案ではこの査定方法の簡素化ということが出ておるわけですねけれども、この教訓をもつと生かしていくかなきやいかぬと思いま

度のもので現地で事故が起つた場合には、その

事故の前と後の資産状況の変化というものをやはり現地で調べ、かつ各方面的専門家から厳正な査定をする必要があったわけでございます。今回

は、経営支配権を持たない海外事業体に対するアントライドの事業資金貸し付けということをございますので、そういった資産の価値の変動というこ

とではなくて、現に貸し付けたお金が返済期日に返つてこなかつた。それに伴いますところの損害額、これをそのまま保険の対象といたしまして、損害が生じた場合は、その実損額に対して保険金を支払うという仕組みを導入しようとしているところでございます。

したがいまして、この場合には、そういった支払いが行われなかつたということを証する書面は必要でございますけれども、從来の海外投資保険のような現地に行つての損害、被害の調査といつたような手続は不要と相なりますので、その分査定の仕方は簡素化され、かつ所要の期間も短縮されるということでございます。

なお、そういった査定のあり方、審査体制でございますけれども、昨年十一月の貿易保険審議会でも、先生今御指摘のとおり外部の専門機関、例えば貿易保険機構のようなどころに専門的な能力を蓄積させて大いにそれを活用していくべきだという御提案をいただいているところでございま

す。これまでにできる限りの活用を図つてきたつもりでございますけれども、さらにいろいろな分野で可能な限りそついた外部の能力を活用してまいりたいと考えているところでございます。

○和田教美君 時間もなくなつてしまつたから簡単にお願いしたいんですけども、貿易保険を運営するための貿易保険特別会計にかなりの額のリ

iske債権がある。こういうふうに先ほどもおつしやつておりますけれども、この累積赤字といふかりiske債権の累積というのは大体どのくらいになつてゐるのか。それをお聞かせ願いたいの

う意味で、例えば貿易保険機構などいわゆる外部能力といいますか、そういうものも大いに利用してまいりたいと思うんですね。その辺についての通産

たいと思います。

○政府委員(渡辺修君) 簡単にお答え申し上げます。

リスク債権の残高ですが、ここ数年一千億円から二千億円程度毎年増えておりまして、平成三年度は一兆二千億円を超える水準に達しております。これが恐らくピークだらうと思います。その後平成四年度におきましては、この

リスク債権の残高はどのくらいであります。それでもございます。これが恐らくピークだらうと思

います。その後平成四年度におきましては、このリスク債権の残高はどのくらいであります。その後平成四年度におきましては、この

リスク債権の残高はどのくらいであります。それから、運用部資金からの特別会計の借り入れでございますが、平成三年度でおよそ六千七百億円くらいの借り入れということでございます。

○和田教美君 リスク債権の累計はどのくらいですか。

それで、実は現在これだけ累積いたしましたリスク債権残高というのは、もう先生御承知のとおり八〇年代末からの三十数カ国に及ぶリスクに伴うことが現在世銀も含めました関係者の共通の認識でございますので、これからリスクに基づきま

す支払いというのは順々にピークを過ぎて落ちてきます。これまでもできる限りの活用を図つたつもりでございますけれども、さらにいろいろな分野で可能な限りそついた外部の能力を活用してまいりたいと考えているところでございます。

○和田教美君 時間もなくなつてしまつたから簡単にお願いしたいんですけども、貿易保険を運

営するための貿易保険特別会計にかなりの額のリ

iske債権がある。こういうふうに先ほどもおつしやつておりますけれども、この累積赤字といふかりiske債権の累積というのは大体どのくらいになつてゐるのか。それをお聞かせ願いたいの

う意味で、例えば貿易保険機構などいわゆる外部能力といいますか、そういうものも大いに利用してまいりたいと思うんですね。その辺についての通産

省の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(白川進君) 今回、新しく御提案申し上げている海外事業資金貸付保険でございますが、これにつきましては從来は海外投資保険の一

形態として付保いたしておりましたので、今私が

えました。したがつて、これは見方によつては單

年度だけの特殊要因の黒字であって、今問題になつております旧ソ連諸国の債務繰り延べの拡大による保険金の支払い増加とか、あるいは対ロシア支援でまたどういう債務の繰り延べが必要になるかもしないという不安定要因を考えると、これは一時的なことであつて、今後また赤字が続くあるいはふえるんじゃないかという懸念も当然持たれるわけでござりますけれども、その辺の見通し、それからそれをしないための対策、そういうことをひとつ通産省にお答えを願つて私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(渡辺修君) 貿易保険特別会計に対し大変御心配をいただきまして、我々も今後の運用については十分気をつけなきやいかねと思っておりますが、御質問の点、つまりことしのフローで黒字になつたというのはブラジルのリスク債権の回収が思い切って進んだという一時的要因じやないか、こういう御指摘でございます。そういう面は確かにござります。実は毎年数百億だったのが、ことしは倍ぐらいの六百億という非常に大きな数字が回収されましたのですから、それで黒になつたという面はおっしゃるとおりでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、リスク相伴います保険金支払いというのは既にピークを過ぎております。そういう意味で、これから着実に毎年毎年の保険金支払いは減っていくと思われます。それに対しまして平成五年度につきましては、今御指摘ありましたようにロシア向けのリスクが新たに今度起るものでござりますから、これで七百五十億円という相当のリスクが見込まれまして、その意味においては平成五年度というのはそれでのちよつとイレギュラー要素がございます。このソ連のリスクも今の見通しですとその翌年には急速に減ることになつておりますので、トータルのリスクに伴う保険金支払いといふのは着実に減つて、いくだろうというのが一つでございます。もう一つの要素は、ブラジルにつきましては、

平成四年度のような大きな回収はございませんけれども、今の予定ではブラジルも既にピークを過ぎております。今後着実に数百億円の回収はふえだらうと思っております。

そういうった保険金支払いが減少すること、それからリスク債権その他の回収についても今後着実な回収実績を上げていけるであろう。この二つを考えまして、我々といたしましては、胸突き八丁であった平成元年から平成三年までというのは過ぎた。あとロシア支援の問題もござります。平成五年度は一つイレギュラーはありますけれども、それ以降我々は着実に対処し得るんではないか、かような見通しを持つておるわけでございます。

○古川太三郎君 この法律の大義名分は、資金の還流だということが言われております。確かに、途上国に対する資金の還流といふのは非常に大事なことでござります。しかし、お金というの還流があるところに回つていくもの、わざわざ国が大きなりリスクを背負いながらお金を強制的に、強制的にと言つたら語弊がありますけれども回さなきやならぬ、その意味がいま一つわからぬ。私は森大臣にお聞きしたいんですけれども、今までの五年間で六百五十億ドルの資金還流、これを達成された。今度はまた新たに一千億ドル以上の資金還流をなされていく。その一環としてこの保険があるんだろうと思ひますけれども、その中身といいますと民間の資金、その還流に相当ウエートを置いていらっしゃる。民間資金といふのは出でつても何年かすればそれは回収される、あるいはそれ以上の利益を持って回収されてくる、こういう性質のお金だと思うんですね。ODAで贈与の部分とかそういったものなら別ですが、それでも、民間資金といふのはただ行くものじやなく、必ず逆還流してくる。ということは、この

つだと。日本は正々堂々とやらいでこういつたことでこまかんじないか、こう思われるは大変我々としても心外なものですから、そらあたりの森大臣の資金還流の意味、こういつたことを驚と御説明いただきたい、こう思つているんですが。

○國務大臣(森喜朗君) 疑と説明するということは、なかなか御理解をいただけるかわかりませんが、もし足らざるところは専門家の方にお尋ねをいただきたいと思います。

私は、こうした経済行為というのは、貿易である国内であれ、やはりこれは経済行為を営むことによって社会に対して貢献をしていくということだらうと思うんです。車をつくつて売る、電気製品を売る、これは確かに商業利益を上げることですけれども、そのことによつて快適な社会生活や文化生活を営めるようにするということも社会に対する貢献だらうと思います。

ましてこれが国際的な貿易ということになつた場合は絶えずリスクといふのがありますから、本来は自然に流れていかなければならぬ、還流すべきものが、先ほどから御議論がいろいろ出ておりましますように政府なりいろんな形である程度リスクをしつかり担保してあげるということではないと還流していかないだらうといふうに、私はこれべきものが、先ほどから御議論がいろいろ出ておりましますように政府なりいろんな形である程度リスクをしつかり担保してあげるということではないと頭に置きながら今のような御質問をされたものだございました。そうしたことなどを恐らく委員は念頭に置きながら今のような御質問をされたものだ

なうと思つております。

したがつて、資金還流の促進がいわゆる黒字の有用論に結びついて受け取られるとのないようになりますが、これは諸外国への説明に当たつては十分に留意して進めていかなければならぬと、いうこともまた大事なことではないかといふふうに考えておるところでございます。

○古川太三郎君 機関車論とかいうのが昔はありました。アメリカが機関車になつて引っ張らなければだめだと。日本もまた黒字がなければこうい

う還流もできないよといふような、その傲慢な部

分はやはりよくないだらう、こう思つております。

とにかく、先ほども申しましたが、お金といふ

のは利益を追求するために回り回るんですが、そ

れが経済活動なんで、私はほつておいてもある意

味であることによって国際貢献を果たしていくことでもまた極めて重要なことだというふうに考えておるところでございます。

このため新たな資金還流策の検討を今提唱しておるわけございますが、総理からの指示もございましたし、一般の日米首脳会談でも日本の考え方を米国に総理からお話をもしていただいておるわけでございます。

黒字が我が国にとって不可欠といった、かつてございました。これは恐らく、古川委員もそのことをおっしゃつておられるんだろうと思います。その黒字有用論については、当時の新聞を見てみるとアメリカ側からまづそれに対して非難が出たと。新聞の題字だけでもあります。その黒字有用論について見てみましてもかなりドラスチックな刺激的な題字ですが、「世界的資金需要のため貯金を」というふうなのが当時の新聞に出ております。黒字有用論というのがございました。

黒字有用論といふのがございました。これは恐らく、古川委員もそのことをおっしゃつておられるんだろうと思います。その黒字有用論について見てみましてもかなりドラスチックな刺激的な題字ですが、「世界的資金需要のため貯金を」というふうなのが当時の新聞に出ております。黒字有用論といふのがございました。

味ではいくだろ。確かに、カントリーリスクはある部分があるでしょ。そういった面についていは、これは事業家としてもなかなか予期できない部分もあるでしょし、無理もないなという部分もあるんで。非常危険ですか、この場合は別としましても、信用危険の保険も同じようく高率で補てんするということについてはいかがなものか。これは、やはり事業としてそれだけの目安があるんで、それを国のお懐を当てにしてリスクを回避すると、こう言つちや身もふたもないんですけども、そういうようにもとかられかねない、そういう意味から信用保険についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(渡辺修君) 先生御指摘のように、民間資金というのは、利潤を追求して投資対象を求めて出ていくわけでございます。それで、出ていく限りにおいてそこでプロフィットを得てまた次の目的のために動いていくと、こういうのが本来の性格だというのは全く御指摘のとおりだらうと思ひます。

という点につきましては、これについてはプロジェクトごとに被保険者と我々との間で十分話して合って、リスクテークティングについては非常危険の場合とは明らかに性格が異なつております。先生御指摘がありましたように十分慎重な対応で臨んでいただきたい、こういうふうに考えておりまます。この答申におきましても、信用危険についてのことはプロジェクトファイナンスの専門家である国際金融公社とか、そういったようなところと協調でプロジェクトをとるなり情報交換をするなりして、その点については十分慎重に保険当局も対処すべし、こういう指摘もございます。そういうこととで、御指摘のような意見も十分踏まえまして慎重

○政府委員(渡辺修君) 極めて具体的な例示で御質問でございましたが、我々は今回の貿易保険法を改正いたしますときにも、あくまでこれを具体的にやろうとするのは民間企業であるといつては十分守つたつもりでございます。海外事業費金貸付保険のてん補率を引き上げるときにおきましても、それがいたずらに国の付保を多くするところによって本来リスクを負うべき民間企業の活動というのを阻害するようなことがあってはいけないしといふようにも考へまして、これは原則九五%にし、特別な産業、相手国の輸入代替産業を育てるとか特別な場合に限つて九七・五%にすることにいたわけでございます。

その点におきましては、諸外国の輸出信用機関のアンタの融資保険に対する付保率といつては、アメリカのO.P.I.C.といふような信用機関は、一〇〇%まで見ると、いふことを、特にボリ

からそこが資金需要が非常に必要だということで、先般のASEANを訪問しました経団連ミッションに対しても非常にこれを強く要望しておったようございますし、一月の総理の訪ASEANにおいてもASEAN諸国から非常に強くそういう要望が出されたわけでございます。

そういう国の資金ニーズにこたえてソフトなローンでお金が出ていく、それがうまく出ていくようには国としても少しお手伝いをしようと。こういうことは私は非常に時宜を得たことであり、発展途上国が非常に喜ぶことでございますから、これは広い意味で国際貢献と言えるんではなかろうか、こういうふうに位置づけておるわけでござります。

○古川太三郎君 これは物の例えで大変恐縮ですが、けれども、金持ちからお金を借りる場合には、貸す方としてはお前に貸してやるんだぞと、こういうふうな非常に傲慢な態度でありますね。それを、今のお話からしますと国際貢献だよ、お前に貢献してやっているんだよ。これではやっぱり今度返すときにはその分は本当に債権者を憎く思うわけなんだ、本当に恥をかかさないでさつと貸してくれた人には今度どんなことがあっても返さなきやならぬというような恩というものがそこには発生するんで、貸してやるよとかいうようなことでは国際貢献から外れるんじゃないのか。

ただ、この目的というのは、今先生御指摘ありましたようにいわゆる非常危険という、つまり当該事業者はどうしようもない相手の国の戦争などがあるのは送金停止だとか、そういったようなことがある場合はボリティカルなリスク、保険事故というのをカバーしてやろうという趣旨でございます。個別の相手国との関係での信用危険

そういう点につきましては、これについてはプロジェクトごとに被保険者と我々との間で十分話し合つて、リスクテークティングについては非常危険の場合は明らかに性格が異なっております。先生御指摘がありましたように十分慎重な対応で臨んでいただきたい、こういうふうに考えております。この答申におきましても、信用危険について、ロジエクトをとるなり情報交換をするなりして、そこの点については十分慎重に保険当局も対処すべし、こういう指摘もございます。そういうことで、御指摘のような意見も十分踏まえまして慎重に運用させていただきたいと思います。

○古川太三郎君　いずれにしても、この法案の貿易保険というのは、確かにお金は世界に還流していく。しかしながら逆に、民間であれば日本にまた返ってくる性格のものであるだけに、これが黒字減らしだと、それは一時的なものであつて行く行くは非常に大きなものでまた返ってくる。今商社に行っている友達の話をちょっとと思い出しましたが、バンガラデシュで食用ガエルがたくさんいたもんですから、そこでうんと食用ガエルをとつた。それを日本に送ると非常に高い値段で売れた。その一帯の農家の人は、子供まで集めて食用ガエルをとつてしまつた。日本はグルメの時代でしたから、食用ガエルを非常に高く買つた。今度は、食用ガエルがいなくなってしまった。今度は、害虫が物すごく発生した。その害虫を今度殺すのに日本が防虫剤を売りつけたと。だから、金持ちというのは黙つておつてももうかるようないサイクルになるわけなんですね。これは一つの例ですよ。

そういうことは、資金の還流だといいながら、途上国にまいてもそのお金がまた日本に黙つて戻つてくる。これを繰り返すと世界からも非常におかしな目で見られるし、やはりこういったことは経済の原則であって、世界の貢献だとかそういうことを言わぬ方がいいんじゃないかなと、いったことは言わぬ方がいいんじゃないかなと、

いう気持ちで私はおるんですけどれども、その点だけは思ひます。
○政府委員(渡辺修君) 極めて具体的な示例で御質問でございましたが、我々は今回の貿易保険の法を改正いたしますときにも、あくまでこれを具体的にやろうとするのは民間企業であるという原則は十分守つたつもりでございます。海外事業費金貸付保険のん補率を引き上げるときにおきましても、それがいたずらに国の付保を多くすることによって本来リスクを負うべき民間企業の活動を阻害するようなことがあってはいけないしというようなことも考えまして、これは原則九五%にし、特別な産業、相手国の輸入代替産業を育てるとか特別な場合に限つて九七・五%にします。
その点におきましては、諸外国の輸出信用機関は、アメリカのO.P.I.C.というよな信用機関は、一〇〇%まで見るというよなことに、特にボリュームリスクでござりますけれども、そういうところまでやつておるわけでございますから、そういうことから比べるとなお我々は極めて慎重にリザーブしながら民間とのリスクテークィングを考えながらやつた、こういうことでございます。
ただ、もう一つ、国際貢献と、余りそういうことは言わぬ方がいいんじゃないかという御指摘でございます。
現在、発展途上国というのは八〇年代後半の、わゆる累積債務問題で国際収支がもう動かなくなつていて、そこにとにかく国際収支を補てんするためにお金が欲しいというああいう時代を脱して、特にアジアとかあるいは中近東とか、これから中南米も最近そうでございますけれども、彼らは着実に今工業化の道を歩んでおります。
工業化の道を歩むについて、彼らは從来国でやっておりました企業が民営化いたしました。然我々はその株式を持っておりませんから非支配法人でございますけれども、民営化をいたしました

からそこが資金需要が非常に必要だということ、先般のASEANを訪問しました経団連ミッションに対しても非常にこれを強く要望しておつたようございますし、一月の総理の訪ASEANにおいてもASEAN諸国から非常に強くそういう要望が出されたわけでございます。

そういう国の資金ニーズにこたえてソフトなローンでお金が出ていく、それがうまく出ていくことは私は非常に時宜を得たことでありますから、途上国が非常に喜ぶことでございますから、これは広い意味で国際貢献と言えるんではなかろうか、こういうふうに位置づけておるわけでござります。

○古川太三郎君 これは物の例えで大変恐縮ですけれども、金持ちからお金を借りる場合には、貸す方としてはお前に貸してやるんだぞと、こういうような非常に傲慢な態度に出来ますね。それを、今のお話からしますと国際貢献だよ、お前に貢献してやっているんだよ。これではやっぱり今度返すときにはその分は本当に債権者を憎く思うわけなんで、本当に恥をかかさないでさっと貸してくれる人には今度どんなことがあっても返さなきやならぬというような思つていうものがそこには発生するんで、貸してやるよとかいうようなことでは国際貢献から外れるんじゃないかな。

そこで、本来ならば貿易保険というのは収入と支出がきっちりバランスがとれたものでなければならぬ、それが一つの目的だと私は思うんですね。それが事故が起きて保険金を支払わなきやならぬ、そういうことで非常に赤字になる。赤字になると、いうよりも回収が不能になるというようなときに、先ほどからも出ておりましたODAに転化する、そういう保険の出口の部分でODAに変わっていく、このシステムはそれ自体私は悪いとは思はないので、先ほどからも言つているように、そうあるべきだろうと思います。

しかし、初めからショートした場合にはODAの予算で使えるんだとか、そういったことを頭に

○市川正一君承知しているならば、それで話を進めます。要するに、我が国大企業の貿易海外投資がほかの先進諸国と比べていかに優遇されているかをこれは示しております、事実で、数字で。次に伺いたいのは、貿易保険特別会計の赤字累計は八一年度から八六年度の六年間で二千七百二十二億円、八七年度から九一年度の五年間で五千六百七十五億円と、二倍以上に赤字がふえております。

ところが、収支差が赤字にもかかわらず、保険料率の推移を見ますと、金額ベースで全体の四七・六五%を占める普通輸出保険では、八七年度が〇・一三三八%だったのが九一年度には〇・一六六%になりました。また、五〇・九八%を占める輸出代金保険では、〇・四八八九%だったのが〇・一五六八%と、逆に保険料が下がっておるんです。これは、貿易保険法第一条の四において、先ほども与党議員から指摘がありましたが、「保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償つよう」に」と規定しておりますが、いざかがですか。

先進国向けも付保されますから、やはり保険料が相対的に割安になるわけです。そういうふた構造面での違い、ウエートの違いというものが、日本についてはリスクの度合いに応じて相対的に保険料が割安になるという部分を引き受けた割合が多いいために、そういうふた数字になつておるわけでござります。

そういうたリスクもカウントした上での相対比較でやつておりますけれども、それは同じようなケースについて複数の事例で各国を比較した結果の推定では、我が国の保険料はおむね平均的な水準、ないしはそれよりや低いかというのが九一年の計算の結果として出ております。ただ、その後平均三割の保険料の引き上げをしていただいているので、それをカウントいたしますと、おおむね我が国の保険料の水準はリスクの度合いもカウントいたしますと諸外国のうちで平均的な水準と言えるのではないかと私は考えております。

○市川正一君 各国ともいろんなファクターを加味して計算したデータです。その答えが出ている

いんです。だから、あなたはさすがに日本が一番高いとか、一番安いとか、よう言わんじゃないの。それで聞きますけれども、この保険料は下げているんでしよう、上げたんじゃないでしよう、その点だけ最終的に聞かしてください。

○政府委員(白川進君) 一番直近で申しますと、昨年の四月に平均三割の引き上げをいたしております。

○市川正一君 年々推移して、トータル的には引き下がっているじゃないですか。直近のときに上げた、そんなこと、私聞いておれへんがな。

そこで聞きますが、貿易保険特別会計の赤字に相当する長期借り入れは、九三年度に八千三百六十億円の予算計上がされております。間違いないですね。この借入金の利払いがことしは三百八十億円です。実に、九一年度の保険料収入にはほぼ敵する額です。通産省は、これはリスクの赤字を

補てんするためにやる、こう言うて八七年度から
九三年度の七年間に二千三百三十二億七千二百万円
の資本繰り入れを行つておりますが、結局、今指
摘しましたように本来貿易保険は収支相償が原則
であります。渡辺さんも朝から、原則や原則や
と、こう繰り返されている。とすれば、掛け金を引
き下げるんじやなしに、むしろ保険料を引き上げ
てかかるべきじゃないんですか。

○政府委員(渡辺修君) 幾つか先生お尋ねになりました。
まず、簡単に申し上げます。

常に貿易保険の収支を考えながら昭和五十九年に
五〇%引き上げ、平成元年四〇%引き上げ、平成
四年三〇%引き上げという値上げをいたしてきて
おります。したがつて、保険料の絶対水準は着実
に上がつてきておるということでございます。先
生、御指摘の数字は、全体の保険価格、トータル
に占める保険料収入のウエートでございます。

我々は貿易保険特会の収支を改善するために、
極めて広範な包括保険を自動車業界以下にお願い
いたしまして、本来ならばそれほどリスクがない
ところにも思い切つて保険を付保していただいて
おります。そういうことで、実質的に保険料収入
を相当上げる努力をいたしております。それ
が今当方から、白川審議官から申し上げました包
括保険のウエートが大きいこと、さらに短期保険
のウエートが大きいこと、そういうことで收支
改善を図ってきております。

その結果として、分母をトータルの保険価格に
いたしますと、今先生がおっしゃつているように
保険料収入比率は下がつてまいりますけれども、
我々が申し上げているのは、保険特会の収支改善
のために保険料は確実に値上げをしておる。かつ
て、包括保険を広めることによつて収入を上げ
ることが結果的に先生が今言つておるような比率
になつた。これが一点でございます。

もう一点は、貿易保険特会でございますが、收
支相償の原則で実は八〇年代の中ごろまでは工夫
をしながらやってまいつたわけでございますが、

何度も申し上げておりますけれども、だれもが予想できなかつた債務累積によりまして三十数カ国を超えるリスクを行つことにならざるを得なかつた。そのうち、さらに三つのケースについては大幅な債務削減をやらなければいけなかつた。これは我が保険特会だけではございませんで、世界じゅうの輸出信用機関みんなが共通にかぶつておることでございます。

そういう状況のもとに昭和六十二年から平成三年ぐらいまでこれは大変な胸突き八丁だつたわけでござりますが、その間、先ほど先生御指摘があつたように、保険特別会計は運用部資金から思い切つた借り入れを行つて晦つてきました、こういうことでござります。既にもう胸突き八丁は越えたと我々は考えておりますので、先ほど申し上げました保険料の引き上げ、さらに回収金の増加、それら全体をひつくるめましてこれからは堅実な経営の方向に向かつて進んでいけるのではないかと思っておる次第でございます。

○市川正一君 私が提起した普通輸出保険における保険料の比重また輸出代金保険における保険料の比重という、コンマ以下四けたまで示したこの数字は根拠がないという数字なんですか。どうなんですか。

○政府委員(白川進君) 普通輸出保険にかかるわる保険料を普通輸出保険で引き受けた保険価格で割つた数字としては、先ほど先生が御指摘になつたとおりの数字でござります。

○市川正一君 下がつてあるんですよ。あなたの分母の関係は、電気とか自動車が入つてきたから分母はなるほどふえているでしょ。だから、そういう意味では、結局保険料というのは上がつてゐるんじやなしに下がつておるんですよ。そこはやっぱり事実に基づいてひとつはつきりしました。

○前へ進みます。現行の海外投資保険の非常危険のでん補率が九〇%また信用危険のでん補率が四〇%，今回の改正によつてさらに優遇措置がとられるようになりました。これについて八六年十

二月の輸出保険審議会答申は、ここに持つてまいりましたが、「海外投資保険の信用危険のてん補対象投資の拡大のように、諸外国に例をみないものもある」、こう述べているんです。御承知だと思います。六ページです。いわば異例の優遇措置であるということを認めているんです。この優遇措置では、銀行、商社などの民間資金が還流しないための法改正ということですが、利潤確保の目的の企業投資のリスクが非常危険で二・五%から五%、投資先企業の倒産などの信用危険でリスクが一〇%、ここまで優遇措置を実施しなければ民間資金は发展途上国などへ還流しないでしまうか。これでは私は企業のリスクはほとんどないに等しいと言わざるを得ぬと思うんですが、いかがですか。

続いて、時間を節約するために私はあわせて聞きます。

世界銀行の去年十二月の世界債務報告では、发展途上国向けの融資が減少しているのは日本だけです。日本の民間銀行は株価の下落でBIS、自己資本比率の達成が危ないことから、发展途上国向け新規貸し付けを抑制したり海外資産を引き揚げたんです。銀行などの海外投資に貿易保険が使用できれば、BIS規制での自己資本比率を下げずてん補率九七・五%が使えるならばほとんどリスクなしで途上国融資ができるることに相なります。そうなれば、リスクがないために十分吟味なしで案件が持ち込まれることになるんじゃないですか。

先ほど紹介しました去年十二月の貿易保険審議会の答申でも、「民間企業の自主的な判断に基づく民間資金還流の趣旨に鑑み、モラル・ハザードをしておらず、それが言うまでもなく保険に入り損害に無関心になる危険性であります。が、「惹起しないように全体として被保険者との適切なリスク負担を図るべきである」、こう指摘しておりますが、そういうことにならない保証はあるのか。

結局私が言いたいのは、今度の措置によつて貿

易保険の赤字をさらにもつと拡大させることに結果としてなるという危険を私は率直に指摘せざるを得ないんですが、その結論部分についていかがでしょうか。

○政府委員(白川進君) まず第一に、先生今御指摘のありましたモラル・ハザードを引き起こしてはならないということは、御指摘のとおり昨年十二月の貿易保険審議会の報告に指摘されているところでございます。そういった観点も含めていろいろ各方面の御専門の方に御議論いただいた結果、今度の御提案申し上げております海外事業資金貸付保険のてん補率の上限、これはおおむね從来の輸出代金保険も参考としながら決めるのが適当という御意見をちょうだいしたところでござります。

それからさらに、今回の海外事業資金貸付保険の創設によりまして、保険会計上、収支に悪影響が及ぶのではないかという御指摘でござります。これも以前から御答弁いたしておりますけれども、まず私どもの保険収支への最大の圧迫要因は、これまで先生もよく御承知のとおり債務繰り延べ、リスケジュールでござります。

私どもはこの海外事業資金貸付保険をつくりまして当たりまして、パリ・クラブの方にも事務的に問い合わせをいたしましたが、パリ・クラブのリスクの対象となるのは輸出信用でございまして、こういった海外投資保険とか海外事業資金貸付保険とか、こういったものについては公的資金の繰り延べの対象にならないということをございますので、まず一番の心配の、創設した海外事業資金がリスケに遭つてそれで保険収支に悪影響が及ぶかという点については、まず最大の懸念はそれを晴れで晴れているということであろうかと存じます。それからさらに、モラル・ハザードを起こさないよう運営するのはこれは当然でございますし、いずれも御提案申し上げておるのは引き受けておりますが、そういうことにならない保証はあるのか。

件の内容に応じまして、被保険者とのリスクの適

正な分担を図るのは私どもは当然のこととして今後心がけてまいりたいと思います。

そういうことで、非常に慎重な運営を行ふことでござります。

○國務大臣(森喜朗君) これまでの経緯その他事務的なこともござりますから、後ほど局長から答えるいたします。先般私は一月に還流資金のことをブリッセルでこれは記者團に懇談の席でお話を申し上げたわけです。先ほどからの委員の皆

によりまして保険事故の発生を極力防ぐということとで最大限の努力をあわせ行うということをやりますれば、この事業資金貸付保険の創設によりまして保険収支に悪い影響が及ぶという御懸念は私どもとしてはないものというふうに考えている次第でございます。

○市川正一君 私は、懸念じやなしに実際にそういう現象がずっと続いているという一例として、通産大臣にお伺いしたいんです。

仲介貿易保険の問題です。これはアメリカの輸出拡大を支援することは明白であります。去年一月の東京での日米首脳会談で合意されたグローバルパートナーシップ行動計画で、通産省が米国輸出入銀行と貿易保険の協調プログラムを一層拡大するに、今後数年間で約五十億ドルの貿易保険の引き受けを行い、米国輸銀と協力しつつ百億ドル以上のプロジェクトの実現が可能とする意図を表明したことをお歓迎する、こう明記されています。そして、協調プログラムの実績はプロジェクト件数で約二十件進んでおりますし、その第一号として、アメリカのゼネラル・エレクトリック社が三井物産と共同で受注したタイの発電プラント建設に百八十億円が適用されたことは御承知のとおりです。

森通産大臣もことしの一月、ブリュッセルで九三年度を初年度とする千三百億ドルの資金還流五カ年計画の策定を明らかにされ、そして宮澤総理も予算委員会でそのことを表明されております。アメリカの輸出拡大策の支援の傾向、これは一層支援していくことになるし、対ロシア支援でもこの仕組みが利用される、こう伝えられております。

としますと、今回の貿易保険法の改正を受けておりますので、まず一番の心配の、創設した海外事業資金がリスケに遭つてそれで保険収支に悪影響が及ぶかという点については、まず最大の懸念はそれを晴れで晴れているということであろうかと存じます。

○政府委員(渡辺修君) 米国輸出入銀行と当保険当局との協調融資に関しての御質問がございましたので、一言補足させていただきます。

御承知のように、发展途上国で例えばインドネシアならインドネシアで発電プラントを建設しよ

らもアメリカと同様の要求が出てくることが私は予想されると思うんですが、そういう点で通産大臣はどう対応されるのか、所見を承りたいと思います。

うということになりますと、これはもう世界じゅう、一番効率的にいいところから機材を輸入してそこでそのプロジェクトを組成する、こういうのが現在ボーダーレス経済の今の商売の仕方でございます。したがいまして、例えば発電所をやる場合には一番強いアメリカのタービンをアメリカから持ってくる、日本は我が國からボイラーや周辺機器を持っていく、それに現地でローカルのスタッフも入れてそこで発電プラントをつくる、そういうふうな形態がこれから発展途上国の一つの産業インフラを整備するとかいったような中心になってくるだろうということございます。

そういうことを円滑に行いますために、我々といたしましては、昨年の五月、アメリカの輸出入銀行と我々貿易保険当局と一緒に協調することにいたしまして、アメリカのタービンを持つていて場合にはアメリカの輸出入銀行がそこに輸出信用を与える。日本が日本から持っていく場合には日本が貿易保険がそれに対処する。さらには、韓国から何か品物を持つていく場合には仲介貿易ということで我々がそこに保険を付保する、そういったような形で調整したわけございまして、先般これにつきましてブッシュ大統領が訪日しました後にもこれをさらに拡大する形をつくっておりますし、それから先般通産大臣が訪欧しました際にも、歐州とも同じようなことでやろうという話も出ておりります。

これは、我々の付保は本邦法人に対する付保でございまして、我が国商社がボーダーレスエコノミーでプロジェクトを組成する上でまさにグローバルな役割を果たしていくことに伴います一つの形態だろうと思いますし、それによって発展途上国に大きい貢献できることになると考えているわけでございます。

○井上計君 先進国中で黒字国というのはもう日本だけだといいういろんな意味で非難を日本は受けているわけであります。そういう中で、あらゆる面においての国際貢献の必要性がますます高まっているわけであります、特にこれから一層途上

国等に対するいわば経済的な支援というふうなことが重要になつてくるわけでありますから、この保険法の改正等については当然のこと緊急性があります。

そこで、若干お伺いしたいと思ひますけれども、これからますますアジアに対するいろんな意味で我が國が民間資金の還流ということをさらになつてくるだらうということです。

そういう方向に持っていくべきと考えておられるのか、まずこれをお伺いしたい、こう思ひます。

○政府委員(渡辺修君) 今回の海外事業資金貸付保険でございますが、これは当然のことながら被支配法人に対するアンタイの融資でございます。しかも、それを行なうのが日本の商社とか

あるいは銀行等々のシンジケートが行なっていくリスクテーキングはするわけでござりますが、基本的にはカントリーリスクが著しいところといふのは、本件に係るアンタイの融資というのでは出でないので、いろんなもちろん保険でん補いたしていかないことになるんだろうと思ひます。

そういうことから考えますと、発展途上国が例

る中所得国というのが主たる対象になるのではないかと考えております。

○井上計君 中小企業にとって、これからますます海外との貿易投資が重要な課題であることはもう今さら言うまでもありません。私はお伺いしようとおつたんですが、先ほど既に市川委員から現在の貿易保険における中小企業の利用状況については御質問がありました。御答弁がありましたから結構であります。そこで若干私自身が今強く感じておりますことを申し上げたいと思ひます。

たまたま先日ある新聞によると、世界銀行が十八日、「世界経済の展望と途上国」という報告書を発表いたしました。これによりますと、「九年後の二〇〇一年には中国に香港、台湾を加えた「中国经济圏」の実質経済規模が米国を上回り、世界一に躍進する可能性がある」ということがこれまで盛られておるようであります。この数字を見ますと、九年後には中国经济圏が日本のほぼ二倍強になる、こういうふうな数字であります。

簡単に申し上げますと、中国经济圏の実質経済成長率が今後も過去三十年間の実績である年七%強で推移した場合には、二〇〇二年には中国经济圏の総生産は、九〇〇年すなわち三年前の三・九倍の約九兆八千億ドル、アメリカの九年後の国内総生産が九兆七千億ドルという試算でありますから、全くそれと匹敵あるいは若干上回る。一方、日本九年後のGDPは、九〇〇年対比一・三倍で四兆九千億ドルということでありますから、実に日本の二倍強の経済発展というふうな数字がこの報告書にあるようであります。

言いかえますと、この数字をこのまま見ますと、九年後には日本の工業というのが中国圏の発展に押されて、逆に日本自体が大変な状態に陥るなんではないかなという懸念もこの数字から生ずるわけであります。これについてのお考えはお聞かせいただかなくて結構であります。

○政府委員(渡辺修君) お答え申し上げます。

海外投資保険は、本邦法人または本邦人が海外投資を行つた場合に広く保険の引き受けを対象とする、こういうことでござります。したがつて、今先生の御指摘によりますと、日本の中小企業でござりますから、本邦法人が例えれば中國大陸なら中國大陸で行う対外投資でござりますし、これは当該企業の生産部門がどれだけの部分投資されるかどうかということにかかりなく、これについては海外投資保険の対象になるというふうに考えていい、法律解釈はそういうことになると思いま

京で開催するものでございます。これは昨年六月で第一回目の会合を開いておりますことに引き続き、第二回目として日本側の主宰で開催して行うものでございます。

思うんですが、総理が日本にお帰りになられましてから、例の首脳会談直後の記者会見のクリントン発言をきっかけとして、急激な円高が進んだわけだけでございます。きょうあたりは少し振り戻して

た、そういう構造はかなり変化をしてきております。

けれども、その意味でこの法律は必要なものだと思います。また、金融機関など、金融システムの崩壊などという言葉がつい最近まで聞かれておられましたけれども、これによつてBISのリスクマ

今般の会合には、西側G7の国々の経済大臣
通産大臣に当たる方がお見えになりまして、ド
イツからはレックストロート経済大臣、アメリカか
らはブラウン商務長官、イタリアからはビタロー
ー貿易担当官等ございました。また、通産省の
小川信也副大臣もお見えになりました。

百十一円台の半ばといった感じなんですかけれども、円高が進むということは、きょうのこの貿易保険についてのドライブにはなるかとは思つんでござります。

輸入が促進でき得るようにしよう。逆に言えば、これらも内需を拡大してしまった新結合経済政策

セント比率はかなり減少するのではないかといふことで、好みしい点もあるうかと思ひます。

ただ、今回の予算の計上を見ておりまして、「一千百億円」ということですが、また先ほど来この留保金(葛原)の目次案半分が日当寄附られて、あると

神賀易大臣等それぞれの担当大臣がお見えになりますし、ECはまた議長国でございますのでぜひ参加させてほしいということで、デンマークのaign開発協力大臣も出席されることになりました。また、いわゆる改革をします東側八カ国になりました。また、いわゆる改革をします東側八カ国、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、ボーランド、ハンガリー、チエコ、スロバキア、こうした国々、八カ国のそれぞれ担当大臣が御出席になりますし、そのほかにEC委員会あるいはOECDなどの国際機関も参加をする、こういう予定でございます。

○國務大臣(森脇朗君) 先ほどからたびたび申上げておりますが、この円高の背景というのは、やはりこの内閣の政策に影響力のある方々、例えばバーグスデンさんとかサローキーさんとか、そういう方々ではないかと、そういうふうに思ってますので、産業構造の変革というような大きな視点からこの円高をどのように今どうおられてるのか、大臣に伺いたいと思います。

とも申し上げておるわけでございまして、そつと内需主導型経済構造への円滑な移行を進めていく、このように考えておりますので、とりあえづ今の小手先のことで虎口を逃れようというような考え方はございません。

うお話でござりますが、私が聞いた限りでは、お話しはするけれども実際に行うのは、ある金融機関においてかなり活発にやっているところでも一等ドルどまりだらうなどというようなそういうお話をいただきました。どうもこの三千百億円といふのは、時期的に見ましても東京サミットにらみますなといったような感じがするのでござりますけれども、このあたり実際に案件がどこまで進むのか。この辺具体的には難しいと思ひますけれども、そのあたりの感触をどうとらえておられるか、よろしくお願ひいたします。

ことを御説明申し上げたかったんですが、時間も限られておりますので、項目だけ申し上げますと、企業部門の構造改革、それから軍民転換、貿易振興、投資促進、こうしたことを持てはいたしま

毎回何て恐縮なんでもござりませんけれども、アメリカの現政権に影響力のある方々、例えばバーバー・グスタンさんとかサローーさんとか、そういう方々がまだ円高を進めるような発言などもこれまでにも繰り返してこられました。こういった中で、小手先の円高をしのぐという方法ではもうやつていていいのではないかというふうに思いますので、産業構造の変革というような大きな視点からこの円高をどのように今とらえておられるのか、大臣伺いたいと思います。

○國務大臣(森脇朗君) 先ほどからたびたび申し上げておりますが、この円高の背景というのはどうかといいますと政治的に円高の調整を進めているこうとしております。そういうことに対する思惑が働いている、このように私ども見ておるわけですが、どうぞ

とも申し上げてゐるわけでございまして、そつと内需主導型経済構造への円滑な移行を進めていく、このように考えておりますので、とりあえづ今の小手先のことで虎口を逃れようというようか考え方はございません。

ただ、委員もよく御承知のようにこの円高といふものは、やはりその国の基礎的な経済条件を反映するものでございまして、当然市場原理というものも反映をしていくわけでございます。私どもとしては、世界の経済、また日本の経済、日米関係、いろいろ考えてみましても、せつかく今やると景気回復への少しこの兆しが見えてきておるところだけに、日本の景気回復の足を引っ張ることになると、それ以外私は全く申し上げることはないというぐらいに実は懸念をいたしております。

して、ことしは特に民間の企業家たちも加えまして討論会をやつたりフォーラムをやりましたり、あるいは各国の転換しました実例などを体験談としてお話をいたただくなど、かなり突っ込んだ具体的な議論が進んでいくのではないか、このように思っております。

端的に申し上げれば、クリントン大統領が記者会見で話されましたように、大幅な貿易黒字を背景として、これの解決策としてということで過去の経験のよき形で円高を擧げられたわけでありまして、政治的に円高方向への為替調整圧力が生じるのではないか、こういう思惑が強まつたこと

きのうもアメリカのかつて通商代表部におられた方ともお話をしたんですけども、大統領が日本米関係を考えてくださるのならもう少しその辺で発言に対して慎重であってほしいな、そんなことも私はお話を申し上げておきましたが、今後とも十二分にこの円高の推移というものを注視して

ところでござりますが、まずこれを施行いたしましたときに、初年度どういう形で滑り出すかと、う御質問でござります。

実は率直に申し上げて、新たな保険種を創設ましたときには、そのときそのときの経済情勢によりますけれども、現実にどれだけ付保案件が生

我が國といたしましては、この大臣会合の成果を踏まえまして、他のG7諸国と強調しながら、旧ソビエトそれから東欧のこうした経済改革を進めていく国々に対し積極的に支援をしてまいりたい、このようと考えております。また、この会合が終わりましたら、何かの機会を得ましてこの成果などもまた御報告をさせていただきたいと思つております。

に対して円が急伸をしており、このように思っております。今単に小手先だけではというようなことをおつしやいましたけれども、先ほども和田委員にお答えを申し上げましたように我が国は八〇年代半ばの円高局面以降、前川レポート等を踏まえながら輸出志向型の経済構造、内需主導型への転換を進めてきておるわけでございますし、また以前のとくに輸出がふえやすく輸入がふえにくくと言われば

○小池百合子君 言うまでもなく、このようないい高の水準が続きますと、いわゆるJカーブ効果等いうことで黒字が膨らんでしまつ。よしあしは即にいたしましても、この黒字減らしといふことは、そういう大きな観点から必要かと思います。

そこで、黒字減らし、黒字還流、さらに諸外国における工業力であるとか技術力をアップするにつながる今回の貿易保険だと位置づけております

てきて実施することになるのかというのを、定期的に申し上げることは非常に難しゅうございります。我々の考え方いたしましては、先ほども申し上げましたが、平成五年度に我が国から支給するトータルの民間の案件というのはどのくらいあるのか、いうのを非常にラフに推計いたしまして、それによれば途上国と先進国に分けまして、先進国はほんんど数が少のうございますが、発展途上国に対する

てそれのうちの、従来の考え方も当てはめまして一定比率についてこれが出てくるんだろう。そういう非常にラフな計算をいたしまして、かつまたうんとある意味で余裕を持った総則の数字を計上いたしたわけでございます。したがいまして、三千百億円というのが丸々それが初年度滑り出でであろうということは一概には申し上げられないだろうと思うわけでございます。

ただ、諸外国からの問い合わせというの非常に多くございます。現に、この間も私のところに参りましたASEANの国の方も、まず最初にこの問題が一体どういう形でいつごろ実施されるだろうかという問い合わせがあるようございまして、それから、商社、銀行等の問い合わせもかなります。それから、商社、銀行等の問い合わせもかなり我々の保険当局の方に参つてきております。おっしゃるよう御相談を申し上げ、かつまた具体的なプロジェクトが出てきた後どれだけ実際に行うかというのはそのときの情勢であり、またリスクを被保険者とどうシェアするかということから出てくる結果でございますので、何とも申し上げられないと思います。

ただ、私どもいたしましては、従来一〇%のリスクを民間がかぶつておったのが、一定の輸入代替産業とかあるいは外貨獲得産業に対しましては九七・五%まで国が付保する、てん補してリスクをカバーする、こういうことでございますが、四分の一のリスクを減らせるということはこれは相当大きな効果が出てくるんじやなかろうかということで、期待を持つて眺めておるわけでございます。

○小池百合子君 そのほか、ロシアの問題というものは今回特に注目されるわけでございますが、先に何人かの委員の方々がお尋ねになりましたので二度手間だと思いますので省かせていただきま

ある。その辺のところは保険料率によってやるかならないかということのまた判断の材料になるわけですので、この施行の細則が出ないと、その辺いう非常にラフな計算をいたしまして、かつまたうんとある意味で余裕を持った総則の数字を計上いたしたわけでございます。したがいまして、三千百億円というのが丸々それが初年度滑り出でであろうと思うわけでございます。

ただ、諸外国からの問い合わせというの非常に多くございます。現に、この間も私のところに参りましたASEANの国の方も、まず最初にこの問題が一体どういう形でいつごろ実施されるだろうかという問い合わせがあるようございまして、それから、商社、銀行等の問い合わせもかなります。それから、商社、銀行等の問い合わせもかなり我々の保険当局の方に参つてきております。おっしゃるよう御相談を申し上げ、かつまた具体的なプロジェクトが出てきた後どれだけ実際に行うかというのはそのときの情勢であり、またリスクを被保険者とどうシェアするかということから出てくる結果でございますので、何とも申し上げられないと思います。

貿易保険は、先ほど来いろいろ出ておりましたように収支が相償うように保険料を決めるということが貿易保険法一条の四に規定されております。この原則に基づいてリスクの大きさに相応するように定めることとしておりまして、具体的には基準の保険料率というものを保険種ごとに決めます。これについて、それぞれのこれから貿易保険にかかる取引が行われるであろう国ごとにその国のカントリーリスクを詳細に評価いたします。これを基準料率に掛けましてそれぞれの国の保険料率を算出するという手続を踏むわけでございます。これを基準料率に掛けましてそれぞれの国にその地域差料率というのを算出いたしました。それで地域差料率というのを算出いたしました。これで保険料率を算出するという手続を踏むわけでございます。

貿易保険の協調関係でございますけれども、サプライヤーズクレジット、これは輸出者が相手に対する信用を与えるもの、それからバイヤーズクレジット、これは買い手に対して信用を日本の銀行等が与えるものでございますが、こういったものについては原則として輸銀と一体的に運用するということで輸出信用を供与してきているところでございます。すなわち、本邦事業者の輸出資金を輸銀が融資をするという場合に、貿易保険も輸銀も同時に個別に審査をいたしまして両方で保険をつける、あるいは融資を行つといったような運用をやつてきているところでございます。今後とも、こういった協調関係はぜひひとも維持をしていきたいと思っております。

それから、経済協力基金、OECDでございますが、これはODAを扱つてているというその機関の性格からしまして、貿易保険とは対象国、例えば一人当たりのGDPのレベルとか、あるいは対象事業が非常に収益性が高いか、あるいは収益性が乏しいけれども公共性が高いかといったようなことによつておのずから差異は存在すると思います。

ただ、発展途上国のある地域について、例えば経済協力基金の円借款によって社会インフラ、道路とか港とかそういうものを整備しながら、それと深く関連する輸出産業の育成のよつなものについて貿易保険が付保をして民間資金が出ていく、それに対して輸銀も投資の形あるいは輸出信

ある。その辺のところは保険料率によってやるかならないかということのまた判断の材料になるわけですので、この施行の細則が出ないと、その辺踏み切るか否かというのは現実に事業をする人にとりましては大変重要な問題でございますので、ここをまとめていただければと思います。

○政府委員(白川進君) 先生のお尋ねの趣旨は、保険料率を今後どう具体的に決めていくのかといお尋ねの趣旨だと理解をいたしましてお答え申し上げます。

貿易保険は、これまで、特に輸銀との貿易保険の協調関係でございますけれども、サプライヤーズクレジット、これは輸出者が相手に対する信用を与えるもの、それからバイヤーズクレジット、これは買い手に対して信用を日本の銀行等が与えるものでございますが、こういったものについては原則として輸銀と一体的に運用するということで輸出信用を供与してきているところでございます。すなわち、本邦事業者の輸出資金を輸銀が融資をするという場合に、貿易保険も輸銀も同時に個別に審査をいたしまして両方で保険をつける、あるいは融資を行つといったような運用をやつてきているところでございます。今後とも、こういった協調関係はぜひひとも維持をしていきたいと思っております。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表し、たゞいま議題となりました貿易保険法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

本改正案に反対する理由の第一は、発展途上国への資金還流を名目に、現在でも厚遇されている貿易保険をさらに大企業本位に拡充するからであります。

我が国は貿易保険の中核企業の利用は、件数で一百三十三億円の資本繰り入れが行われ、資金運用が大企業の輸出入、海外投資にかかるリスクを補償し、支援する制度となつております。しかも、米、英、仏、独の先進国と比較して我が国のもとにしてすべての国を八分類いたしまして、それでその率を基準料率に掛けるということで保険料率を設定してまいります。この考え方には、欧米の類似の貿易保険機関すべてが同じように考えておりまして、違うとしましたら、その刻み方が八分類であるあるいはもつと少ないか多いかといったようなことでございます。

それから、さらに保険料率の問題についても伺う予定にしておりましたけれども、市川議員が非常に克明にお尋ねになりました。保険を掛けるからには危険だからまた保険を掛けるということも

○小池百合子君 今ちょっとお話をありました諸

ラムを組んだ協調関係というのは大きいにあることだと思います。これをぜひ今後とも進めることに

よつて、発展途上国の健全な発展に貢献してまいりたいと考えている次第でございます。

○小池百合子君 この貿易保険の制度でございまことしはこういった円高その他バブルの崩壊のその後の後遺症であるとか、税収不足などもかなりきついものがあるのではないかと思

います。そついた財政事情などはもちろん考えています。

○政府委員(白川進君) これまで、特に輸銀との貿易保険の協調関係でございますけれども、サブ

DAに関係してのOECDといったような機関がござります。このあたりとの協調といいますか、一貫性といいますか、それについて御説明いただ

きたいと思います。

○政府委員(白川進君) これまで、特に輸銀との貿易保険の協調関係でございますけれども、サブ

DAに関係してのOECDといったような機関がござります。このあたりとの協調といいますか、一貫性といいますか、それについて御説明いただ

きたいと思います。

○委員長(若林文夫君) 他に御発言もないよう

で、余りふらつかないようそういうスタンスで

お話しでいただきたいという要望を最後に、終わら

せていただきます。

○市川正一君 本改正案に反対する理由の第一は、発展途上国への資金還流を名目に、現在でも厚遇されている

貿易保険をさらに大企業本位に拡充するからであります。

我が国は貿易保険の中核企業の利用は、件数で一百三十三億円の資本繰り入れが行われ、資金運用

が大企業の輸出入、海外投資にかかるリスクを補償し、支援する制度となつております。しかも、米、英、仏、独の先進国と比較して我が国のもとにしてすべての国を八分類いたしまして、この評

価をもとにすべての国を八分類いたしまして、それでその率を基準料率に掛けるということで保険

料率を設定してまいります。この考え方には、

今回の改正案は、この保険原則を無視しておりま

企業本位に拡充するものであり、断じて認めることができません。

第二の理由は、大銀行、大商社などのリスクを軽減し、その高利潤確保を支援することあります。

今回の改正案で新設される海外事業資金貸付保険の恩恵を受けるのは、世界ランクの上位を独占するなど国際的にも大きな実力を持つている大銀行、大商社などあります。これらの大銀行等は、その社会的、国際的責任からしても、みずから責務で発展途上国への応分の資金還流に協力すべきあります。しかし、大銀行、大商社等は、高利潤確保のため途上国への融資を抑え、逆に引き揚げているのが現実であります。

新設された海外事業資金貸付保険は、こうした身勝手な大銀行等のリスク負担を軽減するために非常危険九七・五%、信用危険九〇%という高いてん補率、損失評価方式の簡素化などにより高利潤確保を支援するものであり、容認することができません。

第三の理由は、異常な貿易黒字をもたらしてくれる我が國大企業の輸出ラッシュを前提に、対米公約に基づいて米多国籍企業の輸出拡大や利潤追求を支援することあります。

今異常な貿易黒字の国内要因である大企業の劣悪な労働条件や下請中小企業取引条件を改善させることが求められているときには、資金還流の名目での海外投資は、大企業の多国籍化を促進させ、産業の空洞化を招き、中小企業や国民に犠牲を押しつける本末転倒した対策であります。

以上、本法案に反対する理由を表明し、討論を終わります。

○委員長(斎藤文夫君) 他の御意見もないようで

すから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

貿易保険法の一部を改正する法律案に賛成の方

(賛成者挙手)

○委員長(斎藤文夫君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(斎藤文夫君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(斎藤文夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(斎藤文夫君) 次に、商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。森通

○國務大臣(森喜朗君) 商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げま

す。

我が国事業所の約八割を占め、日本経済の発展に大きな役割を果たしている小規模事業者は、近

時、経営資源の高度化等により厳しい経営環境に直面しており、その事業所数が減少するとともに

す。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます

ようお願い申し上げます。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業信用補完制度は、中小企業者の信用力、担保力を補完し、その事業資金の融通を円滑

にすることを目的とし、信用保証協会が債務保証を行い、これについて中小企業信用保険公庫が保険を付するものであり、保証債務残高は平成四年十二月末現在で二十三兆円を超える規模に達しております。

最近の中小企業は、資金需要の大口化に加え、景気低迷局面において売り上げの減少等により資

用して小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を総合的に促進するための法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

第一に、この法律案の要旨を御説明いたします。

第二に、商産大臣が、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業について基本的な指針を策定することとしております。

第三に、この法律案の要旨を御説明いたします。

小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企

業信用保険の一中小企業者当たりの付保限度額の引き上げを行ふための法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明いたします。

小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企

業信用保険の一中小企業者当たりの付保限度額の引き上げを行ふための法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

政府といたしましては、こうした状況の中、中

小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企

業信用保険の一中小企業者当たりの付保限度額の引き上げを行ふための法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明いたします。

小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企

業信用保険の一中小企業者当たりの付保限度額の引き上げを行ふための法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託されました。

一、商工会及び商工會議所による小規模事業者

の支援に関する法律案(予備審査のための付

託は二月十五日)

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律
案(予備審査のための付託は三月一日)

平成五年五月十三日印刷

平成五年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇